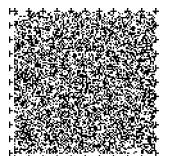


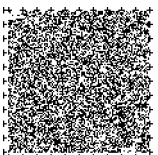
地域で支え合いながら、
安心して自立した生活を送ることのできる共生社会の実現

中 央 市

第4期 障がい福祉計画

平成 27 年 3 月
中 央 市

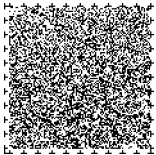


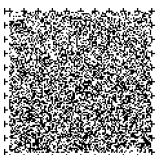


～ 目 次 ～

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格・法的位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象者	3
5 障害者総合支援法の施行の主なポイント	4
第2章 障がいのある人の現状	5
1 統計データからみた現状と課題	5
第3章 計画の基本的な考え方	12
1 基本理念	12
2 基盤整備に関する基本的な視点	13
3 障がい福祉サービス等の体系	14
4 平成29年度の目標値	15
第4章 サービス量の見込みと確保の方策	18
1 指定障がい福祉サービス	18
（1）訪問系サービス	18
（2）日中活動系サービス	21
（3）居住系サービス	30
（4）相談支援	33
2 地域生活支援事業	35
（1）地域生活支援事業の概要	35
（2）必須事業	36
（3）任意事業	46
3 障がい児支援（障害児通所支援・障害児相談支援）	53
第5章 計画の推進にむけて	59
1 障がい福祉サービス等の円滑な利用のための方策	59
2 関係機関等との連携	62
3 計画の進捗状況の管理と評価	63
第6章 資料編	64
1 中央市障害者福祉計画策定委員会設置要綱	64
2 中央市障害者施策推進協議会条例	65

3 中央市障がい福祉計画策定委員会・中央市障がい者施策推進協議会 委員名簿..... 66





第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

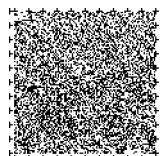
平成26年度版 障害者白書によると、我が国の障がいのある人の概数は、身体障がい者が393.7万人、知的障がい者が74.1万人、精神障がい者が320.1万人となっており、複数の障がいを併せ持つ人もいるため、単純な合計数にはならないものの、およそ国民の6%が何らかの障がいを有していることになります。そのうち、約半数が身体障がいのある人で、身体障がいのある人の約7割（約265.5万人）が65歳以上の高齢者となっています。また、身体障がいのある人における高齢者の割合は増加傾向にあり、平成3年からの20年間で約2割の増加となっています。

障がいのある人の増加の要因は、障がい福祉サービスを利用するための手帳取得の増加や障がいの重複化、障がいに対する意識の改善など、数多く存在しますが、既述の数値からもわかるように、近年の我が国で大きな要因の1つとなっているのは、高齢化の進行による身体機能低下者の増加です。平成25年には、高齢化率が25.1%と4人に1人が高齢者という時代に突入しました。今後も高齢化率は上昇していくと予想されることから、障がいのある人の増加も継続していくものと思われます。また、障がいのある人の増加に伴い、障がいのある人のニーズも増加、多様化、複雑化していくため、適正なサービス提供を継続できるような取組みが求められています。それと同時に、障がいに対する理解を深める啓発事業や、障がいとならないような予防事業、重度化する前の早期発見・早期治療など、障がいのない人に対しても取組みを行っていく必要があります。

国は、平成25年に『障害者自立支援法』を『障害者の日常生活 及び 社会生活を総合的に支援するための法律（略称：障害者総合支援法：以下 同）』に改め、障がいのある人の住み慣れた地域での生活を総合的に支援していくことを目的として掲げました。この法律によって、障がいのある人の定義に難病等が追加されたり、障害支援区分（支援を必要としている度合いを示す区分）が変更されたりするなど、今までサービスを利用できなかった人でも必要としているサービスを利用できるようになりました。

また、障がいのある人が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、障がい福祉サービスに関する動きもありました。【共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化】、【重度訪問介護・地域移行支援の対象者拡大】、【地域支援事業の追加】が行われることで、住まいの確保や利用できるサービスの増加を見込んでいます。

本市では、平成24年度以降、第3期障がい福祉計画（平成24年度～平成26年度）をもとに、市内の障がいのある人の支援を行ってきましたが、本年度計画の最終年度を迎えました。そのため、計画の見直しを行い、現状に即した新たな計画として第4期障がい福祉計画（平成27年度～平成29年度）を策定することとしました。

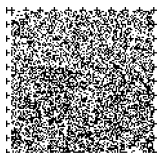


2 計画の性格・法的位置づけ

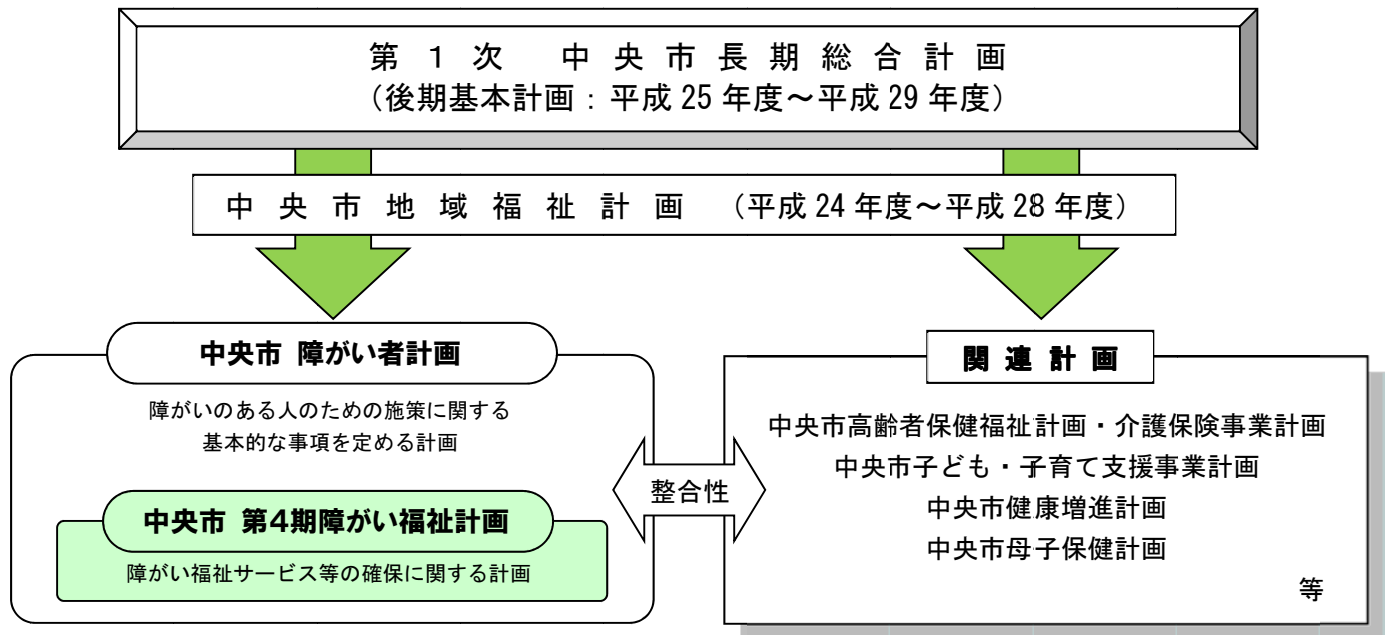
- 『障害者総合支援法』第88条によって策定が求められている市町村障害福祉計画であり、障がいのある人へのサービス提供量を確保するために平成29年度を目標年次とする具体的な数値を定めています。
- 本市の最上位計画である第1次中央市長期総合計画（後期基本計画）をはじめ、地域福祉計画等の関連計画との整合性を持つ計画です。

< 計画の性格 >

	中央市 障がい者計画	中央市 第4期障がい福祉計画
根拠法令	障害者基本法 第11条 第3項	障害者総合支援法 第88条
位置づけ	障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画	障がい福祉サービス等の確保に関する計画
基本理念	地域で支え合いながら、安心して自立した生活を送ることのできる共生社会の実現	
基本目標等	【基本目標】 ① 自立支援と社会参加の促進 ② バリアフリーのまちづくり ③ 障がい者理解の促進と地域生活支援体制の充実 ④ 相談体制 及び 情報体制の整備	【基盤整備に関する基本的な視点】 ① 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援 ② 市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施 ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 ④ 障がい児支援の提供体制の確保
計画期間	平成19年度～平成28年度 (自治体によって異なるが、概ね5年～10年程度)	平成18年度より、3年を1期として策定



< 計画の位置づけ >



3 計画の期間

この計画は、平成27年度～平成29年度を計画期間としています。計画期間内に、障がいのある人を取り巻く環境に大きな変化が生じた場合は、その都度計画を見直します。

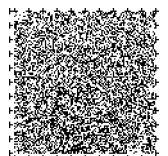
< 計画の期間 >

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障がい者計画（平成19年度～平成28年度）						障がい者計画（平成29年度～）					
第2期障がい福祉計画			第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		

4 計画の対象者

この計画の対象となる“障がい者”とは、『障害者総合支援法』に規定された、

- ① 『身体障害者福祉法』第4条に規定する身体障がい者
- ② 『知的障害者福祉法』にいう障がい者のうち18歳以上である者
- ③ 『精神保健 及び 精神障害者福祉に関する法律』第5条に規定する精神障がい者（『発達障害者支援法』第2条第2項に規定する発達障がい者を含み、『知的障害者福祉法』にいう知的障がい者を除く。以下「精神障がい者」という。）のうち18歳以上である者
- ④ 治療方法が確立していない疾病その他特殊であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者
- ⑤ 『児童福祉法』第4条第2項に規定する障がい児



5 障害者総合支援法の施行の主なポイント

平成25年4月、『障害者自立支援法』に代わるものとして、『障害者総合支援法』が施行されました。『障害者総合支援法』は、地域において、障がいのある人が障がいのない人と等しい尊厳を持った生活が送れることを目的とし、そのための支援を総合的に行っていくことを定めています。また、この計画は、『障害者総合支援法』の内容を踏まえて策定されています。

① 目的の改正

- 「自立した日常生活 又は 社会生活を営むことができるよう」という目的から、「基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活 又は 社会生活を営むことができるよう」に改正されました。
- 目的の実現のため、「必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援」に、「地域生活支援事業」を行うことが加えられ、さらにこれらの支援を総合的に行うことが定められました。

② 障がい者の範囲の見直し

- これまでの、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者(発達障がいを含む)に、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるもの」が追加され、障がい者の範囲が難病等にも広がりました。

③ 障害支援区分への定義・名称の改正

- 「障害者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため当該障害者等の心身の状態を総合的に示す障害程度区分」から、「障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す障害支援区分」へと定義 並びに 名称が変更されました。

④ 障がい者に対する支援・支援の対象者の見直し

- 「共同生活介護(ケアホーム)」が「共同生活援助(グループホーム)」へ一元化されました。
- 「重度訪問介護」の対象者が「重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者」から「重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるもの」と改正され、重度の知的障がい者や精神障がい者も対象になりました。
- 「地域移行支援」の対象者が「施設に入所している障害者 又は 精神科病院に入院している精神障害者」から「施設に入所している障害者 又は 精神科病院に入院している精神障害者、その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者」と改正されました。

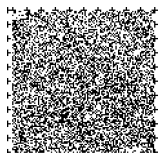
⑤ 地域生活支援事業の見直し

- 目的の実現のために、「地域生活支援事業」を行うことが加えられたことを受け、市町村 及び 都道府県が行う「地域生活支援事業」の必須事業に新規事業が加えられました。

⑥ サービス基盤の計画的整備

- 市町村は「障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事業を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努め」、「調査、分析 及び 評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他必要な措置を講じるものとする」と法的に定められました。
- 「障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体 並びに 障害者等 及び その家族 並びに 障害者等の福祉、医療、教育 又は 雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない」と定められているように、当事者や家族の参画が追加されました。
- 自立支援協議会の名称の変更が地域の実情に応じて変更できるよう、「協議会」と明記されるようになりました。

資料:「厚生労働省 障害者総合支援法 法律の概要、新旧対照表」



第2章 障がいのある人の現状

1 統計データからみた現状と課題

(1) 人口の構造

平成25年度の総人口は、31,327人となっています。平成12年度以降、3万人台で推移していますが、平成24年度以降、前年度を下回る傾向が続いています。

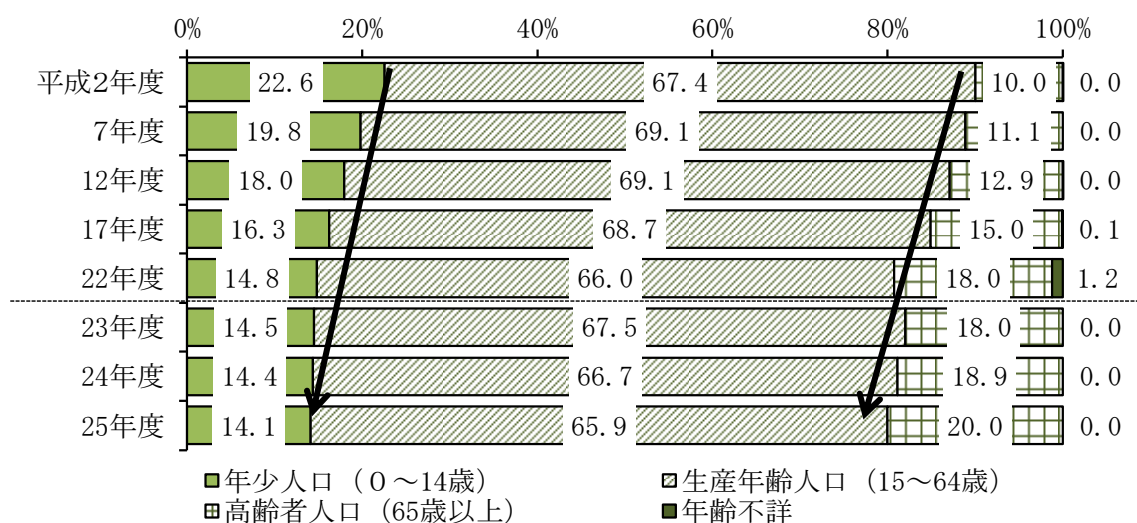
平成25年度の年齢別の人口比率は、「年少人口」が14.1%、「生産年齢人口」が65.9%、「高齢者人口」が20.0%となっています。平成2年度と比較すると、「年少人口」は8.5ポイント減、「生産年齢人口」は1.5ポイント減、「高齢者人口」は10.0ポイント増と、「高齢者人口」の増加が目立ちます。

中央市の人口の推移

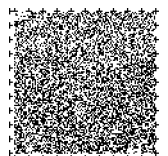
	平成 2年度	7年度	12年度	17年度	22年度	23年度	24年度	25年度
総人口（人）	25,868	28,543	30,769	31,650	31,322	31,673	31,384	31,327
年少人口 （0～14歳）（人）	5,844	5,654	5,531	5,144	4,640	4,598	4,510	4,423
生産年齢人口 （15～64歳）（人）	17,443	19,714	21,274	21,741	20,658	21,386	20,948	20,640
高齢者人口 （65歳以上）（人）	2,577	3,175	3,959	4,743	5,638	5,689	5,926	6,264
年齢不詳（人）	4	0	5	22	386	0	0	0
伸び率※（％）	-	10.3	7.8	2.9	-1.0	1.1	-0.9	-0.2

※平成22年度以前は、前回の国勢調査と比較した伸び率。平成23年度以降は、前年と比較した伸び率。

年齢3区分別人口比率の推移



資料:「国勢調査」、平成23年度以降は「住民基本台帳」(各年度10月1日現在)

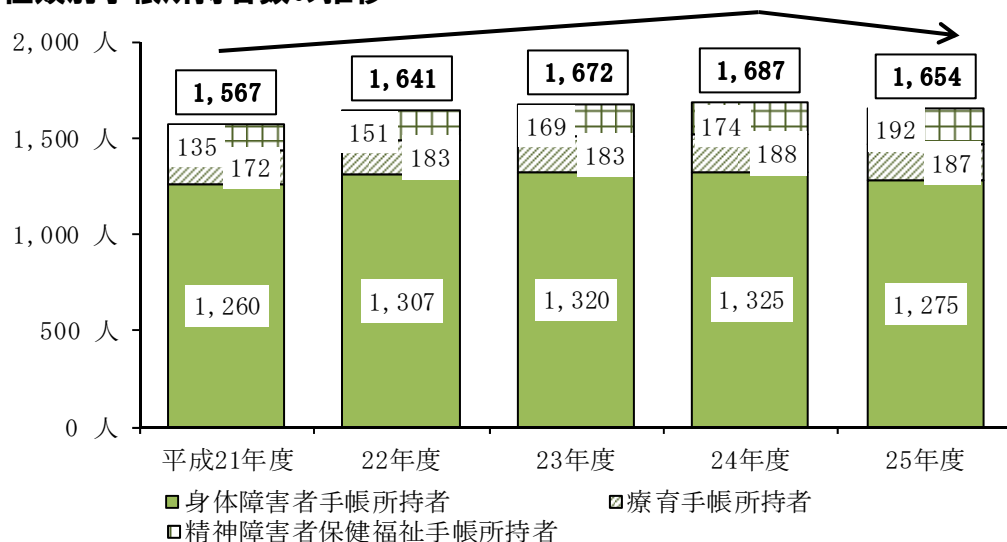


(2) 障がいのある人の状況

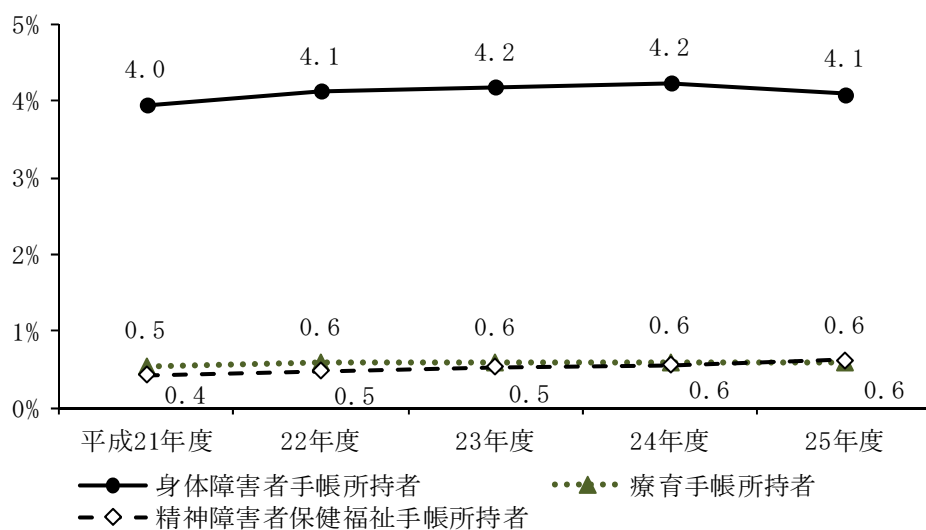
平成25年度の手帳所持者数は、1,654人（重複あり）となっています。内訳は、「身体障害者手帳所持者」が1,275人（77.1%）、「療育手帳所持者」が187人（11.3%）、「精神障害者保健福祉手帳所持者」が192人（11.6%）と、手帳所持者の7割以上が「身体障害者手帳所持者」となっています。平成25年度は総所持者数が減少に転じていますが、平成22年以降、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は増加傾向にあります。

平成25年度の手帳所持率（総人口比）は、「身体障害者手帳所持者」が4.1%、「療育手帳所持者」、「精神障害者保健福祉手帳所持者」がそれぞれ0.6%となっています。平成21年度以降、同様の傾向で推移しています。

手帳の種類別手帳所持者数の推移



手帳の種類別手帳所持率（総人口比）の推移



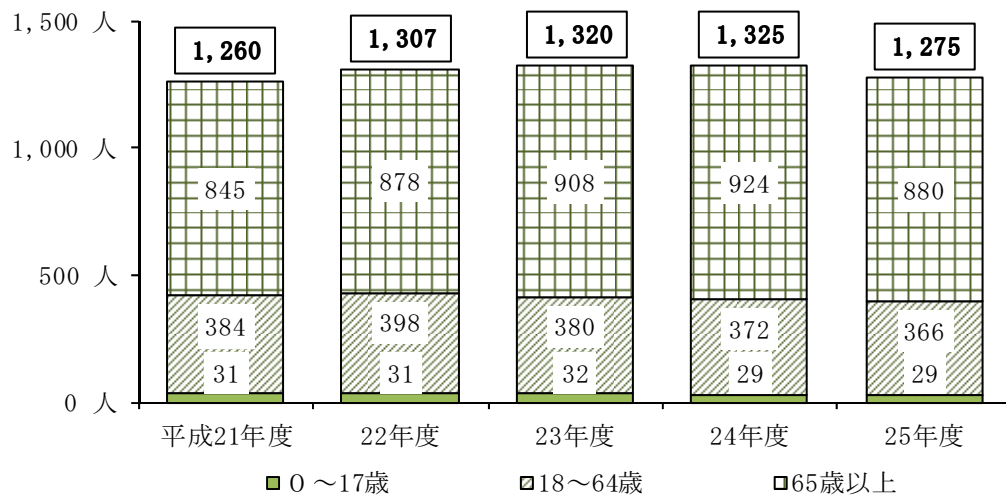
資料：「福祉課」（各年度末現在）

(3) 身体障がい者の状況

平成25年度の身体障害者手帳所持者数は、1,275人となっています。年齢別では、「0～17歳」が29人(2.3%)、「18～64歳」が366人(28.7%)、「65歳以上」が880人(69.0%)と、「65歳以上」が約7割を占めています。平成25年度に総所持者数が減少したことを受け、「18～64歳」、「65歳以上」は減少しています。(※所持者数の把握は、山梨県障害者手帳交付者統計を使用しています。平成24年度より、山梨県では正確な交付者数把握のため、届出のない死亡者等の確認作業を行い、障害者手帳交付台帳の整理を進めています。)

平成25年度の身体障害者手帳所持者の障がいの種類は、「肢体不自由」が662人と、約半数を占めて最も多くなっています。等級別でみると、1級・4級において「内部障がい」、2級～3級・5級において「肢体不自由」、6級において「聴覚平衡機能障がい」が最も多くなっています。

年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

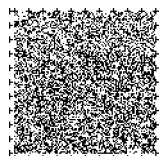


資料:「福祉課」(各年度末現在)

障がいの種類別・等級別身体障害者手帳所持者数

	視覚障がい	聴覚平衡 機能障がい	音声言語 そしゃく 機能障がい	肢体不自由	内部障がい	合計
1級(人)	18	2	1	149	216	386
2級(人)	16	46	1	147	4	214
3級(人)	4	10	14	128	56	212
4級(人)	2	16	4	145	157	324
5級(人)	8	0	0	60	0	68
6級(人)	4	34	0	33	0	71
合計(人)	52	108	20	662	433	1,275

資料:「福祉課」(平成26年3月31日現在)

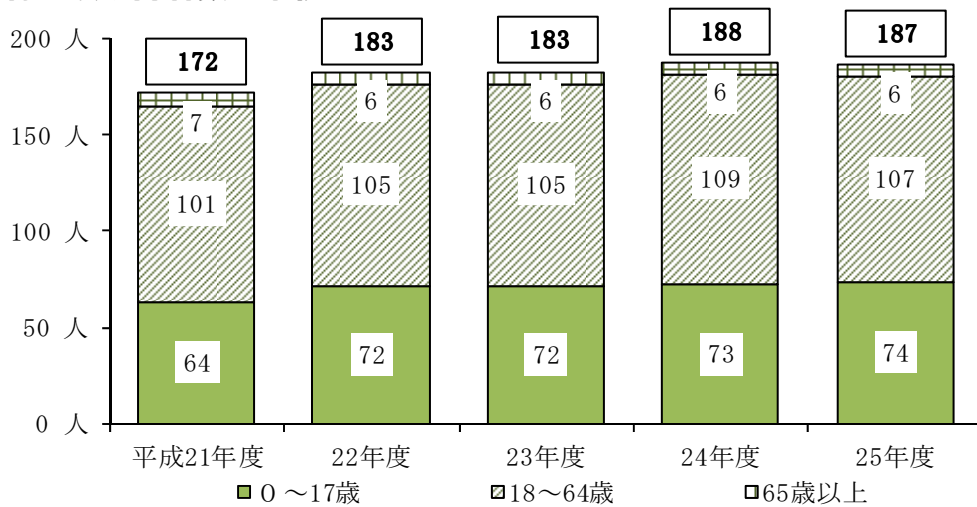


(4) 知的障がい者の状況

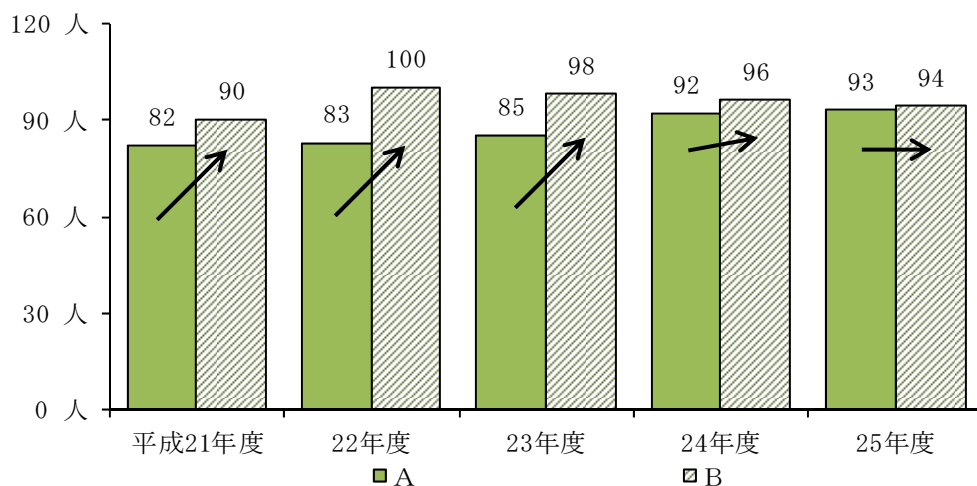
平成 25 年度の療育手帳所持者数は、187 人となっています。年齢別では、「0～17 歳」が 74 人（39.6%）、「18～64 歳」が 107 人（57.2%）、「65 歳以上」が 6 人（3.2%）と、「18～64 歳」が半数以上を占めています。平成 22 年度に総所持者数が前年度より 11 人増加しましたが、その後は 180 人台で推移しています。

平成 25 年度の程度別療育手帳所持者数は、「A」が 93 人、「B」が 94 人と、ほぼ半数ずつとなっています。平成 21 年度～平成 23 年度は「A」より「B」が多かったものの、平成 24 年度以降、その差は小さくなっています。

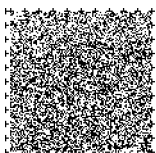
年齢別療育手帳所持者数の推移



程度別療育手帳所持者数の推移



資料:「福祉課」(各年度末現在)

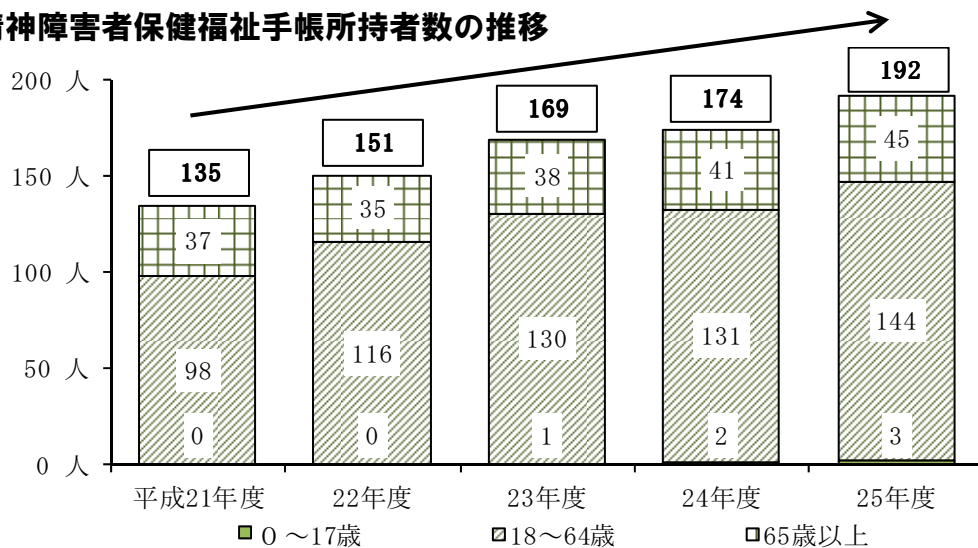


(5) 精神障がい者の状況

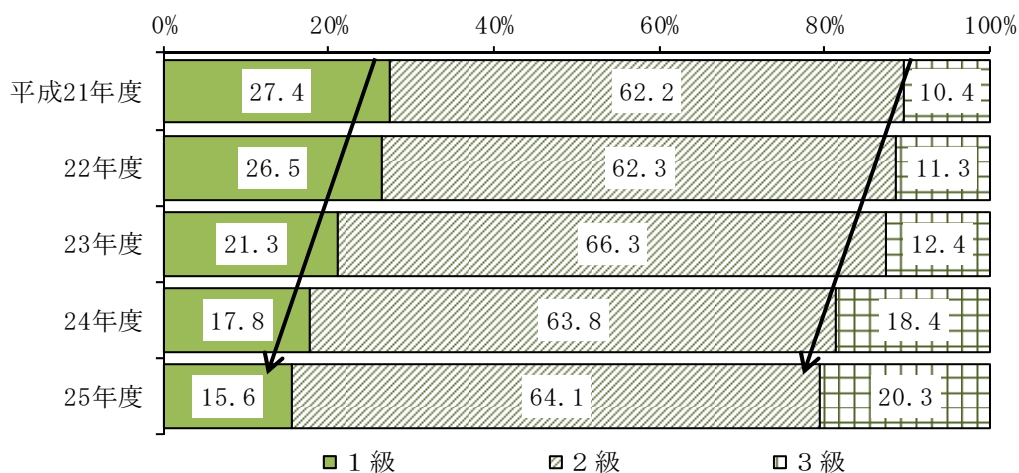
平成25年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、192人となっています。年齢別では、「0～17歳」が3人（1.6%）、「18～64歳」が144人（75.0%）、「65歳以上」が45人（23.4%）と、4人に3人が「18～64歳」となっています。平成21年度以降、「0～17歳」はほぼ横ばい、「18～64歳」、「65歳以上」は増加傾向となっています。

平成25年度の等級別精神障害者保健福祉手帳所持者割合は、「1級」が15.6%、「2級」が64.1%、「3級」が20.3%と、「2級」が6割を超えて多くなっています。平成21年度以降、「1級」は減少傾向、「2級」は横ばい、「3級」は増加傾向にあります。

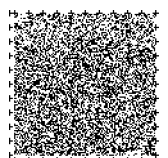
年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



等級別精神障害者保健福祉手帳所持者割合の推移



資料:「福祉課」(各年度末現在)



(6) 就園・就学の状況

平成 25 年度の保育所における在籍障がい児数は、2 人となっています。平成 21 年度以降、在籍障がい児は 4 人以下で推移しており、在籍率は 1.0%未満となっています。また、加配保育士数は、平成 23 年度以降、10 人以上で推移しています。

平成 25 年度の小学校における障がい児学級の設置校数・学級数・児童数は、6 校・9 級・23 人となっています。平成 22 年度以降、学級数・児童数は増加傾向にありましたが、平成 25 年度にともに減少しています。

平成 25 年度の中学校における障がい児学級の設置校数・学級数・生徒数は、2 校・4 級・11 人となっています。平成 22 年度以降、生徒数は増加傾向にありましたが、平成 25 年度に減少しています。また、学級数は横ばい傾向にあります。

平成 25 年度の小学校における通級指導教室の児童数は、17 人となっています。平成 24 年度に前年度の 2 倍以上の 16 人となり、その後は同様の傾向で推移しています。

保育所における障がい児の在籍状況の推移

	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
在籍児数（人）	592	588	611	634	670
在籍障がい児数（人）	2	3	4	2	2
在籍率（%）	0.3	0.5	0.7	0.3	0.3
加配保育士数（人）	0	9	14	11	12

資料:「子育て支援課」(各年度4月1日現在)

障がい児学級の状況の推移（小学校）

	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
設置校数（校）	6	6	6	6	6
学級数（級）	9	11	11	12	9
児童数（人）	23	25	27	27	23

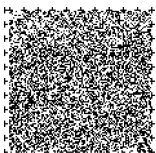
障がい児学級の状況の推移（中学校）

	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
設置校数（校）	2	2	2	2	2
学級数（級）	4	3	3	4	4
生徒数（人）	10	12	15	16	11

通級指導教室の状況の推移（小学校）

	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
児童数（人）	5	7	7	16	17

資料:「教育委員会」(各年度5月1日現在)

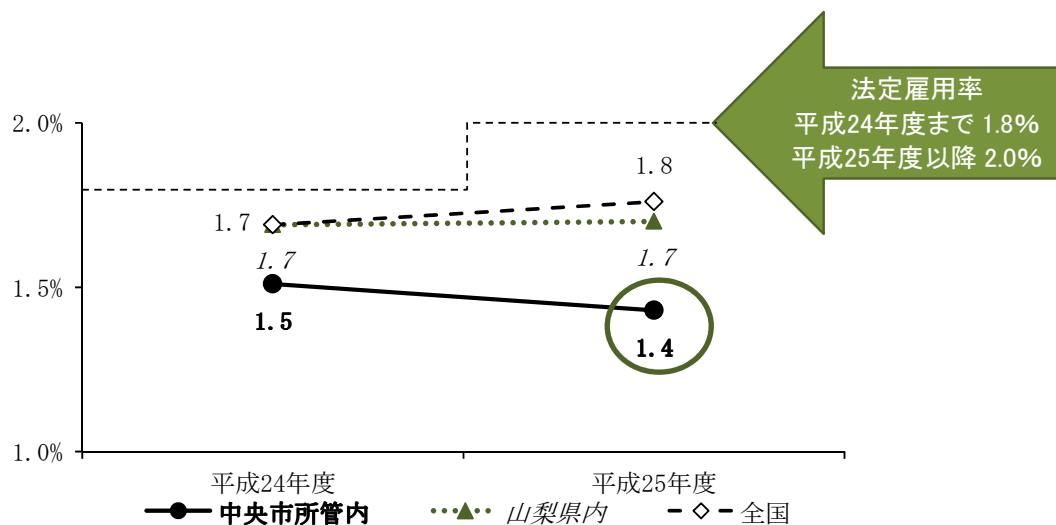


(7) 就労の状況

平成25年度の民間企業における障がい者雇用率は、1.4%となっています。山梨県や全国より0.3ポイント～0.4ポイント低くなっています。また、前年度と比較すると、山梨県はほぼ横ばい、全国は0.1ポイント上昇しているのに対し、本市は0.1ポイント低下しています。平成25年度に引き上げられた法定雇用率を達成するためには、0.6ポイントの上昇が必要です。

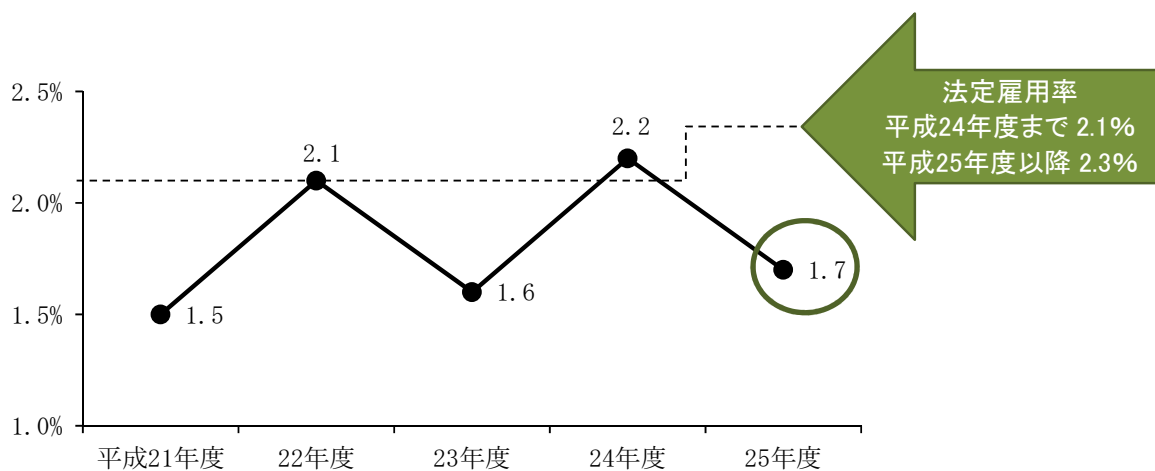
平成25年度の中央市の職員の障がい者雇用率は、1.7%となっています。平成21年度以降、増減を繰り返しています。平成25年に引き上げられた法定雇用率を達成するためには、0.6ポイントの上昇が必要です。

民間企業における障がい者雇用率の推移

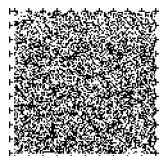


資料:「甲府公共職業安定所」

中央市の職員の障がい者雇用率の推移



資料:「障害者任免状況通報書」(各年度末現在)



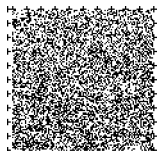
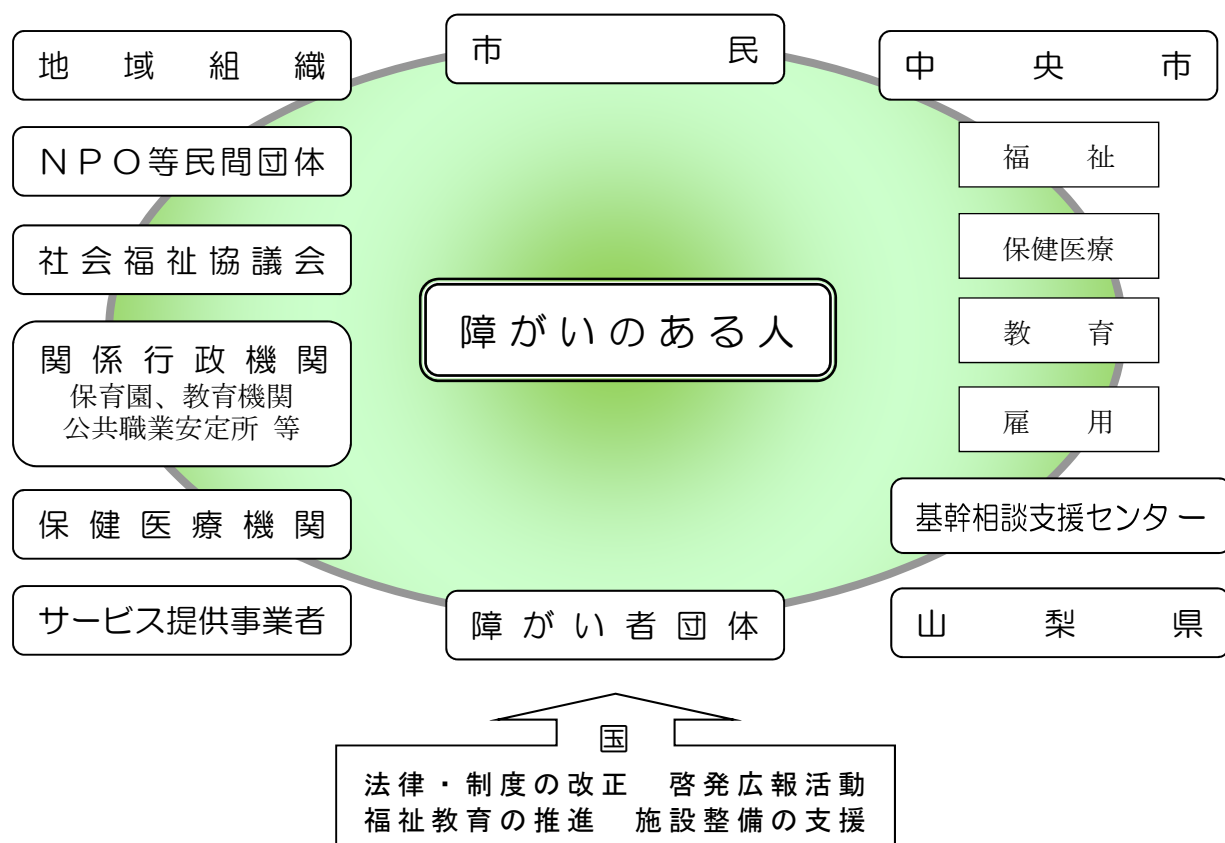
第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

地域で支え合いながら、
安心して自立した生活を送ることのできる共生社会の実現

平成 23 年に『障害者基本法』が一部改正されたことや、平成 25 年に『障害者自立支援法』から『障害者総合支援法』に改正されたことを踏まえ、両法律の目的や基本理念で掲げている“共生する社会”を実現するため、中央市障がい者計画・第3期障がい福祉計画の基本理念に“共生”の文言を追加し、【地域で支え合いながら、安心して自立した生活を送ることのできる共生社会の実現】を、本計画の基本理念とします。

< 基本理念実現のための支え合い体制 >



2 基盤整備に関する基本的な視点

本計画の数値目標や計画の推進にあたっては、国が提示した基本的な指針を踏まえて、本計画の基本理念を実現するため、次に掲げる4点に配慮して、サービス提供体制の総合的かつ計画的な整備を推進します。

(1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本的な考えとして、障がい福祉サービス 及び 相談支援 並びに 地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

(2) 市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

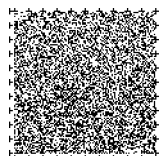
障がいのある人が、住み慣れた地域で障がい福祉サービスを受けることができるよう、市が実施主体となって提供体制の整備を進めます。また、『障害者総合支援法』及び『児童福祉法』に基づき、障がい福祉サービスの対象となる範囲を、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児 及び 難病患者等とし、サービスの充実を図り、県の広域的な事業や適切な支援等を通じて、地域間で大きな格差のある障がい福祉サービスの均等化を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、福祉施設 又は 病院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービスの拠点づくり、NPO等によるサービス提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

(4) 障がい児支援の提供体制の確保

障がいのある児童へのサービス体制については、教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、『児童福祉法』に基づく障害児通所支援の整備についても本計画に定め、障がいのある児童 及び その家族に対して、効果的な支援を身近な場所で提供できる体制の確保に努めます。



3 障がい福祉サービス等の体系

『障害者総合支援法』によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての“指定障がい福祉サービス（自立支援給付）”と“相談支援”及び“地域生活支援事業”に大別されます。

“地域生活支援事業”については、利用料を含む具体的な内容を市町村が主体となって地域の実情と利用者の状況に応じて柔軟に決定できるサービスであり、適切なサービスメニューを実施していきます。

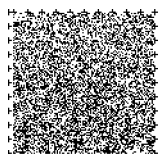
また、障害児通所支援は、『障害者自立支援法』による児童デイサービス等における根拠規定が、平成24年4月より一本化されて体系が再編されています。

【障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの体系】

指定障がい福祉サービス（自立支援給付）	訪問系サービス	① 居宅介護（ホームヘルプ） ② 重度訪問介護 ③ 同行援護 ④ 行動援護 ⑤ 重度障害者等包括支援	地域生活支援事業	必須事業	① 理解促進研修・啓発事業 ② 自発的活動支援事業 ③ 相談支援事業 ④ 成年後見制度利用支援事業 ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業 ⑥ 意思疎通支援事業 ⑦ 日常生活用具給付等事業 ⑧ 手話奉仕員養成研修事業 ⑨ 移動支援事業 ⑩ 地域活動支援センター事業
	日中活動系サービス	① 生活介護 ② 自立訓練（機能訓練） ③ 自立訓練（生活訓練） ④ 就労移行支援 ⑤ 就労継続支援（A型） ⑥ 就労継続支援（B型） ⑦ 療養介護 ⑧ 短期入所（ショートステイ）		任意事業	① 日中一時支援事業 ② 訪問入浴サービス事業 ③ 身体障害者更生訓練費等給付事業 ④ 身体障害者就職支度金給付事業 ⑤ 福祉ホーム入居者自立支援事業 ⑥ 身体障害者自動車運転免許取得費助成・身体障害者用自動車改造費助成 ⑦ 障害者情報バリアフリー化事業
	居住系サービス	① 共同生活援助（グループホーム） ② 施設入所支援			
相談支援		① 計画相談支援 ② 地域移行支援 ③ 地域定着支援			

【児童福祉法に基づくサービスの体系】

障がい児支援 （障害児通所支援・ 障害児相談支援）	① 児童発達支援
	② 医療型児童発達支援
	③ 放課後等デイサービス
	④ 保育所等訪問支援
	⑤ 障害児相談支援



4 平成29年度の目標値

障がいのある人の自立支援の観点から、福祉施設及び病院から地域生活への移行や就労への支援等の対応をする必要があります。国の基本指針に即し、第3期計画の進捗状況を踏まえ、以下に掲げる3項目について、それぞれ平成29年度を目標年度とする成果目標を設定します。

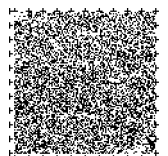
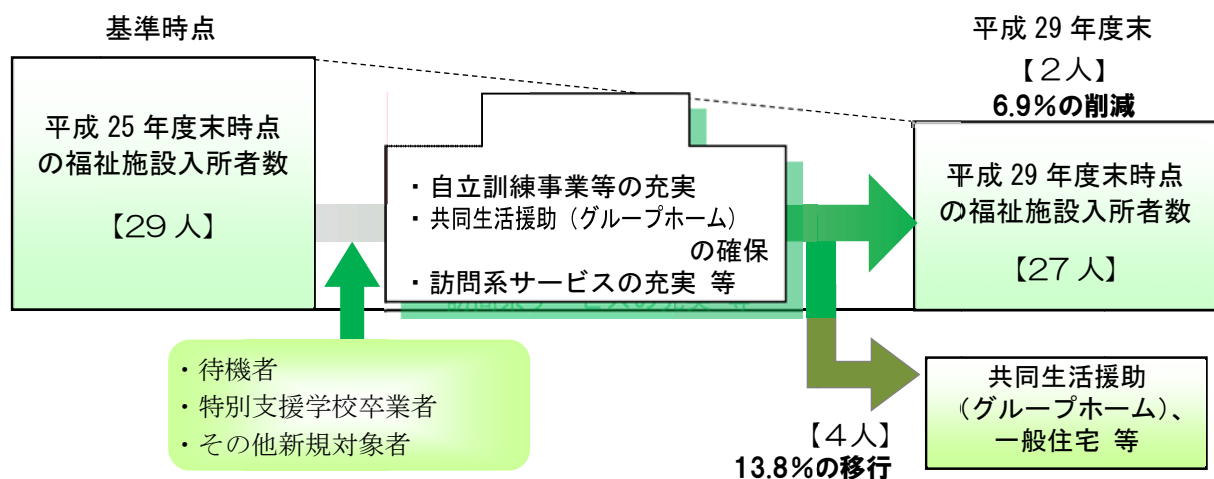
(1) 福祉施設入所者の地域生活移行者数

地域生活への移行を進める観点から、平成25年度末時点において福祉施設に入所している障がいのある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用して、共同生活援助（グループホーム）や一般住宅等に移行する人を見込み、その上で、平成29年度末における地域生活に移行する障がいのある人の数値目標を設定します。

国の指針では、平成25年度末時点の入所者数の12%以上の地域生活への移行と平成25年度末時点の入所者数の4%以上の削減としていることから、本市においては、地域生活移行者数は4人（13.8%）、入所者の削減見込みは2人（6.9%）を目標とします。

項 目	数 値	考 え 方
基準時点の入所者数（A）	29人	平成25年度末時点の利用人員
平成29年度入所者数（B）	27人	平成29年度末時点の利用人員の見込み
【 目 標 値 】 地 域 生 活 移 行 数	4人 (移行率：13.8%)	平成29年度末までに施設から地域移行する者の数（累計）
【 目 標 値 】 削 減 見 込（A－B）	2人 (削減率：6.9%)	差引減少見込数

〔福祉施設入所者の地域生活移行者数の目標数値 イメージ〕

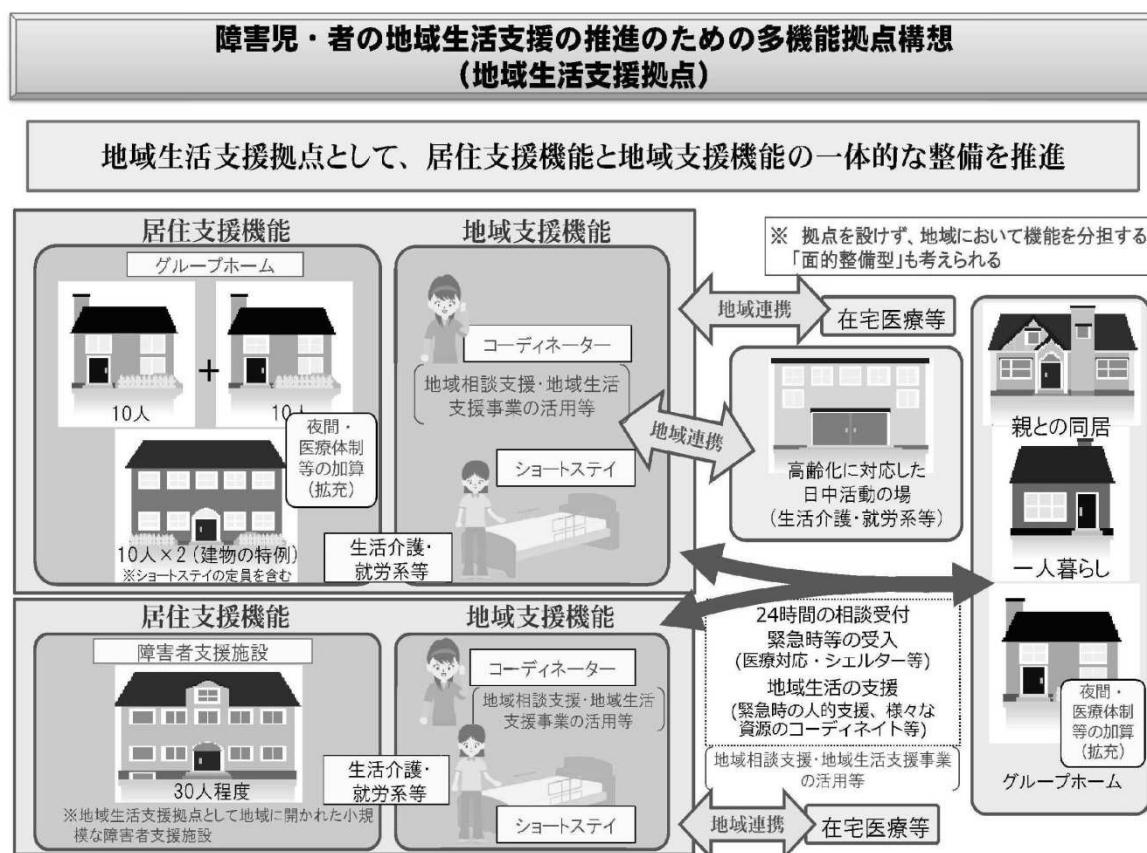


(2) 地域生活支援拠点等の整備

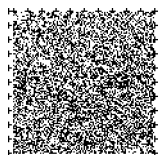
国の指針では、障がいのある人の高齢化、重度化等の対応や親亡き後を見据え、障がいのある人が地域社会で安心して暮らしていける社会の実現を目指して、障がいのある人の生活を地域社会で支えるサービス提供体制を構築していくことを目的として、平成29年度末までに各市町村 又は 各圏域において地域生活支援拠点を少なくとも1箇所整備することを基本とします。

国の指針を踏まえて、地域生活移行のための相談、助言、就労支援等や短期入所、日中の見守り等の緊急時の受け入れ・対応等の機能を備えた地域生活支援の拠点について、地域自立支援協議会等の場を活用して検討し、平成29年度末までに1つ整備することを目指します。

[障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想 イメージ]



資料:「厚生労働省」



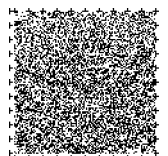
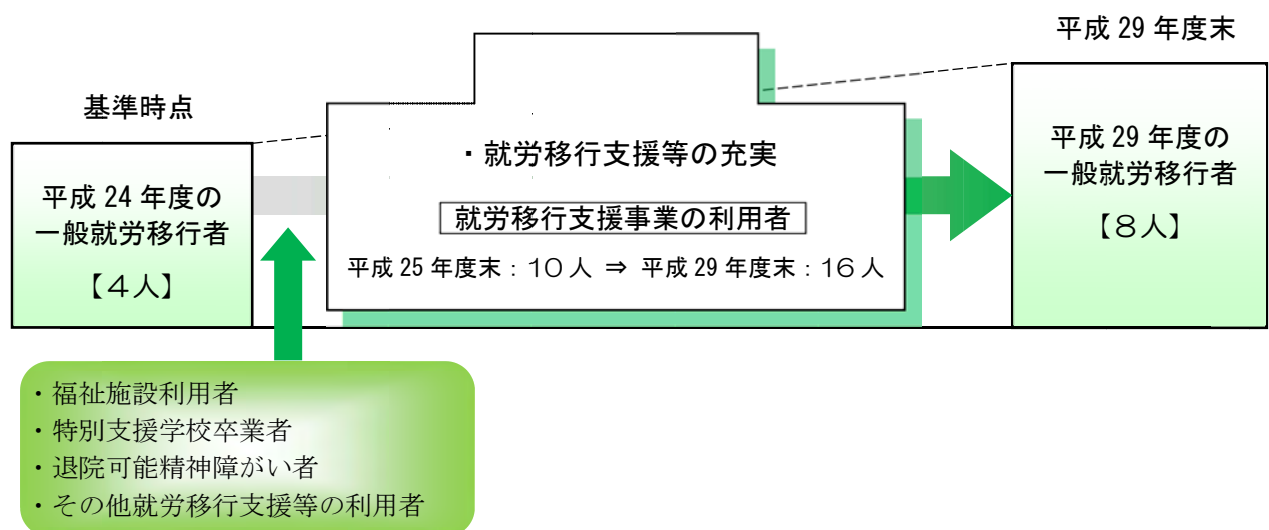
(3) 福祉施設利用から一般就労への移行者数

国の指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する障がいのある人を平成24年度の移行者実績の2倍以上にすることを目指すことになっています。また、この移行者の目標値の達成のため、①平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数が平成25年度末の利用者数の6割以上増加することと、②事業所ごとの就労移行率について、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すものとされています。

本市における平成24年度の一般就労移行者の実績は4人となっています。そのため、平成29年度の一般就労移行者数の数値目標は8人とします。また、平成29年度の就労移行支援事業の利用者数の目標値は、平成25年度の1.6倍の16人とします。

項 目	数 値	考 え 方
平成24年度の年間一般就労移行者数	4人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【 目 標 値 】 平成29年度の年間一般就労移行者数	8人	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

〔福祉施設利用から一般就労への移行者数の目標数値 イメージ〕



第4章 サービス量の見込みと確保の方策

1 指定障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

見込み方：平成 26 年 4 月～9 月分までの利用実績をもとに平成 26 年度見込み量を算出しました。さらに、平成 25 年度実績と平成 26 年度見込み量の比較から求めた伸び率を毎年度の伸び率と仮定して、平成 29 年度まで算出しました。なお、同行援護については、視覚障がい者で移動支援事業利用者が 1 名いるため、今後の利用を見込んで 1 人としてしました。

① 居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

サービス内容

◆ 居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが障がいのある人等の居宅を訪問して、入浴、排せつ 及び 食事等の介護や調理、洗濯 及び 掃除等の家事 並びに 生活等に関する相談や助言、その他生活全般にわたる支援を行います。

◆ 重度訪問介護

重度の肢体不自由 又は 重度の知的障がいもしくは精神障がいのある人で、常時介護を要する人に、居宅において入浴、排せつ 及び 食事等の介護や調理、洗濯 及び 掃除等の家事 並びに 生活等に関する相談や助言、その他生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。

◆ 同行援護

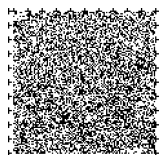
視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人に対し、外出の同行 及び 時に同行し必要となる排せつや食事等の介護、その他必要な支援（代筆・代読含む）を行います。

◆ 行動援護

知的障がい 又は 精神障がいにより行動に著しい困難があり常時介護を要する人が行動する際に、危険を回避するための援護、外出時における移動中の介護、排せつや食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

◆ 重度障害者等包括支援

障がいの程度が重く意思の疎通に著しい困難を伴う常時介護を要する人 並びに 知的障がい 又は 精神障がいにより行動に著しい困難がある人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。



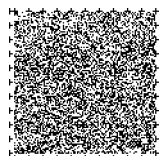
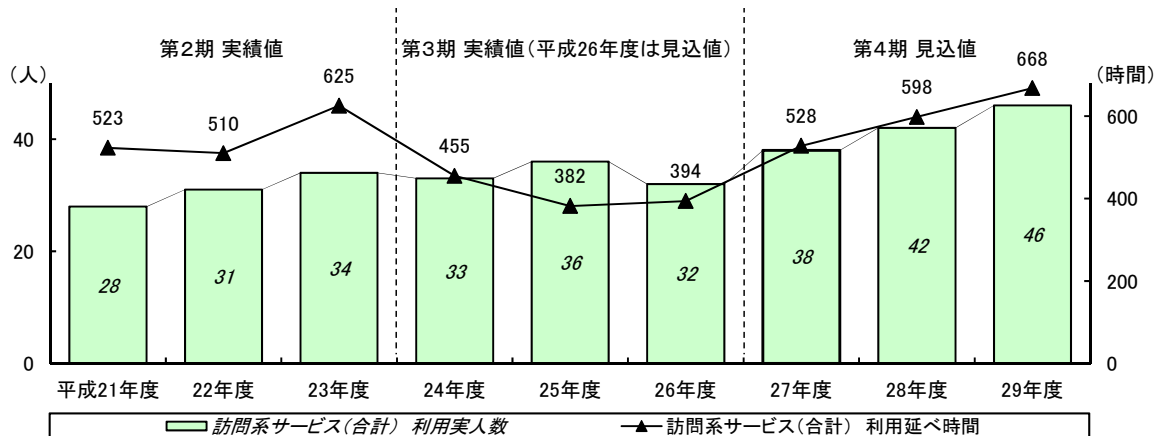
第3期の実績と実施率

			(月当たり)		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込値)
居宅介護(ホームヘルプ) 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用延べ時間 (時間)	見込値	690	745	790
		実績値	455	382	394
		実施率	65.9%	51.3%	49.9%
	利用実人数 (人)	見込値	52	57	62
		実績値	33	36	32
		実施率	63.5%	63.2%	51.6%

第4期の見込値

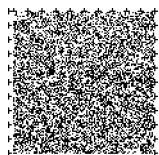
			(月当たり)		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護(ホームヘルプ) 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用延べ時間(時間)		528	598	668
	利用実人数(人)		38	42	46

第2期から第4期までの推移



訪問系サービスの必要な見込み量確保のための方策

- (1) 障がいのある人 及び 当事者団体に対して、訪問系サービス内容や事業所に関する情報提供の充実を図り、訪問系サービスの利用促進に努めます。
- (2) 基幹相談支援センターや福祉施設・事業所等と連携を図り、多様な訪問系サービスの実施主体の確保に努めます。特に、精神障がい者や重度の障がい者に対するサービス実施主体は現状少ないため、介護保険サービスのみの提供事業所の障がい福祉分野への参入促進を積極的に働きかけ、サービス提供体制の拡充に努めます。
- (3) 県で実施されるホームヘルパー研修等の情報提供を積極的に行います。また、基幹相談支援センターと連携して障がい理解の研修会等を実施し、障がい種別ごとのニーズに対応したより質の高いサービスが提供できるように図ります。
- (4) 困難事例への対応等を支援するため、ホームヘルパーや事業者が相互に情報交換できるネットワークづくりを進めます。
- (5) 基幹相談支援センターを軸として相談支援事業所と連携し、サービス利用の希望者へ障がいの程度に応じた必要な訪問系サービス提供を図ります。



(2) 日中活動系サービス

見込み方：平成26年4月～9月分までの利用実績をもとに平成26年度見込み量を算出しました。さらに、平成25年度実績と平成26年度見込み量の比較から求めた伸び率を毎年度の伸び率と仮定して、平成29年度まで算出しました。

① 生活介護

サービス内容

障害支援区分が一定以上の常時介護を要する障がいのある人が、障害者支援施設等で主として昼間において、入浴、排せつ及び食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供等を受けるサービスです。

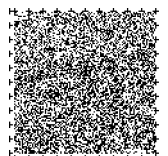
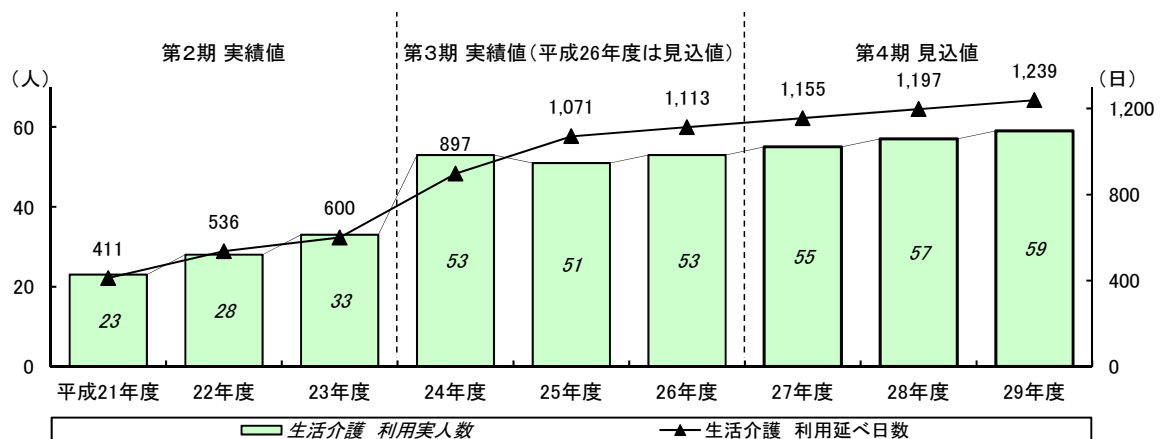
第3期の実績と実施率

			(月当たり)		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込値)
生活介護	利用延べ日数 (日)	見込値	780	860	940
		実績値	897	1,071	1,113
		実施率	115.0%	124.5%	118.4%
	利用実人数 (人)	見込値	39	43	47
		実績値	53	51	53
		実施率	135.9%	118.6%	112.8%

第4期の見込値

		(月当たり)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	利用延べ日数(日)	1,155	1,197	1,239
	利用実人数(人)	55	57	59

第2期から第4期までの推移



② 自立訓練（機能訓練）

サービス内容

医療機関を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障がいのある人や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障がいのある人が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を受けるサービスです。利用期限が1年6か月と定められています。

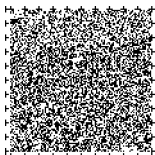
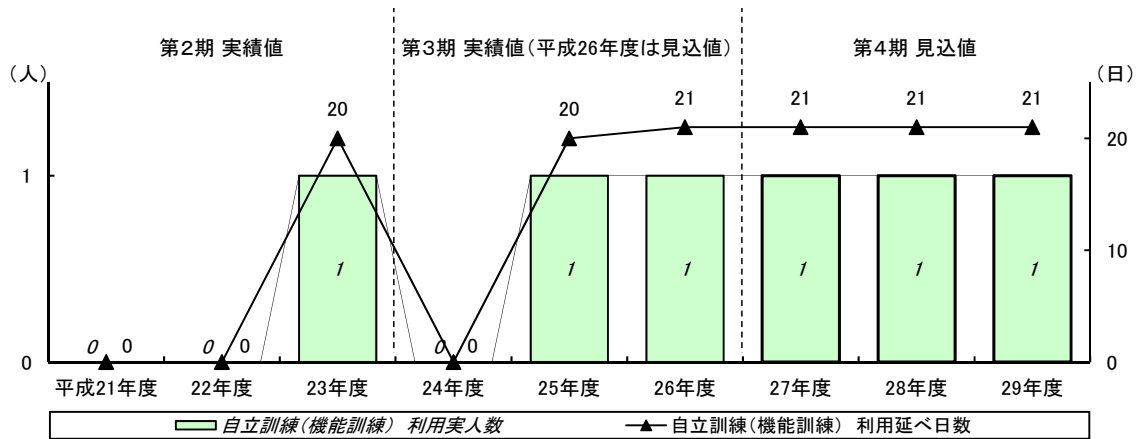
第3期の実績と実施率

			(月当たり)		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込値)
自立訓練（機能訓練）	利用延べ日数 (日)	見込値	20	20	20
		実績値	0	20	21
		実施率	0.0%	100.0%	105.0%
	利用実人数 (人)	見込値	1	1	1
		実績値	0	1	1
		実施率	0.0%	100.0%	100.0%

第4期の見込値

		(月当たり)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
自立訓練（機能訓練）	利用延べ日数（日）	21	21	21
	利用実人数（人）	1	1	1

第2期から第4期までの推移



③ 自立訓練（生活訓練）

サービス内容

医療機関や施設を退院・退所した人や特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障がいのある人や精神障がいのある人が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受ける事業です。利用期限が2年間、長期間入院者等は3年間と定められています。

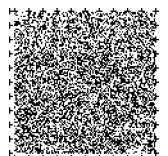
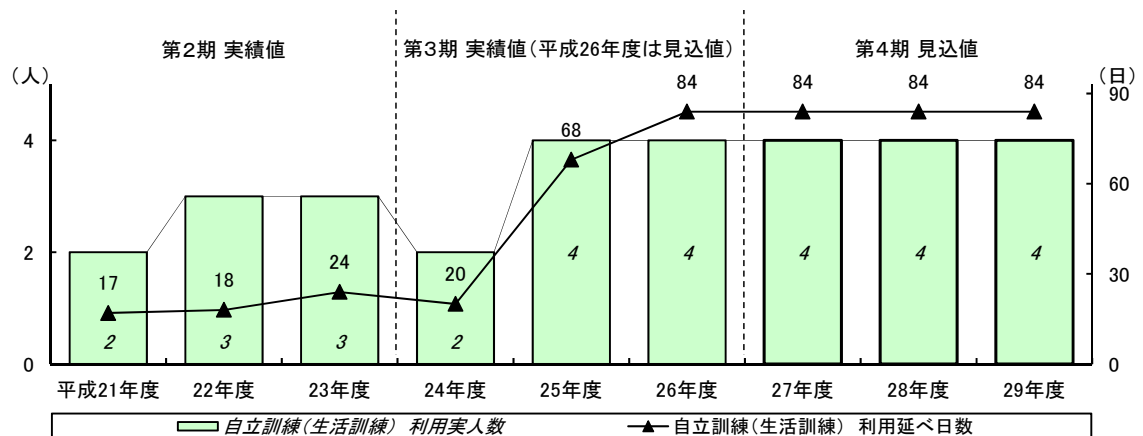
第3期の実績と実施率

			(月当たり)		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込値)
自立訓練（生活訓練）	利用延べ日数 (日)	見込値	32	40	48
		実績値	20	68	84
		実施率	62.5%	170.0%	175.0%
	利用実人数 (人)	見込値	4	5	6
		実績値	2	4	4
		実施率	50.0%	80.0%	66.7%

第4期の見込値

		(月当たり)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
自立訓練（生活訓練）	利用延べ日数（日）	84	84	84
	利用実人数（人）	4	4	4

第2期から第4期までの推移



④ 就労移行支援

サービス内容

就労を希望する障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識 及び 能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。標準利用期間は2年間、資格取得を目的とする養成施設の場合は3年間 又は 5年間です。

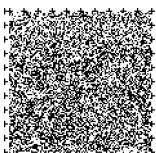
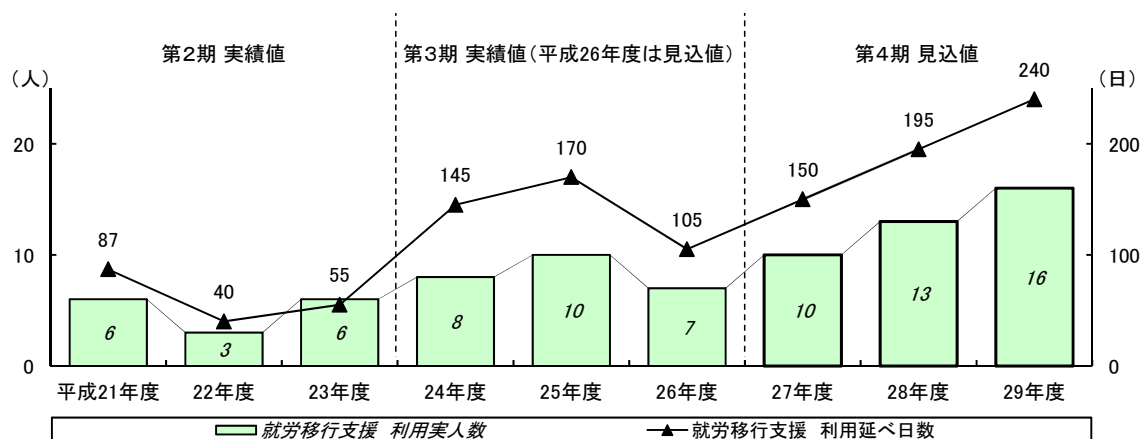
第3期の実績と実施率

			(月当たり)		
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込値)
就労移行支援	利用延べ日数 (日)	見込値	60	75	90
		実績値	145	170	105
		実施率	241. 7%	226. 7%	116. 7%
	利用実人数 (人)	見込値	4	5	6
		実績値	8	10	7
		実施率	200. 0%	200. 0%	116. 7%

第4期の見込値

			(月当たり)		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労移行支援	利用延べ日数 (日)		150	195	240
	利用実人数 (人)		10	13	16

第2期から第4期までの推移



⑤ 就労継続支援（A型）

サービス内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識 及び 能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

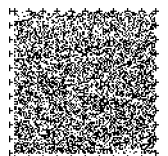
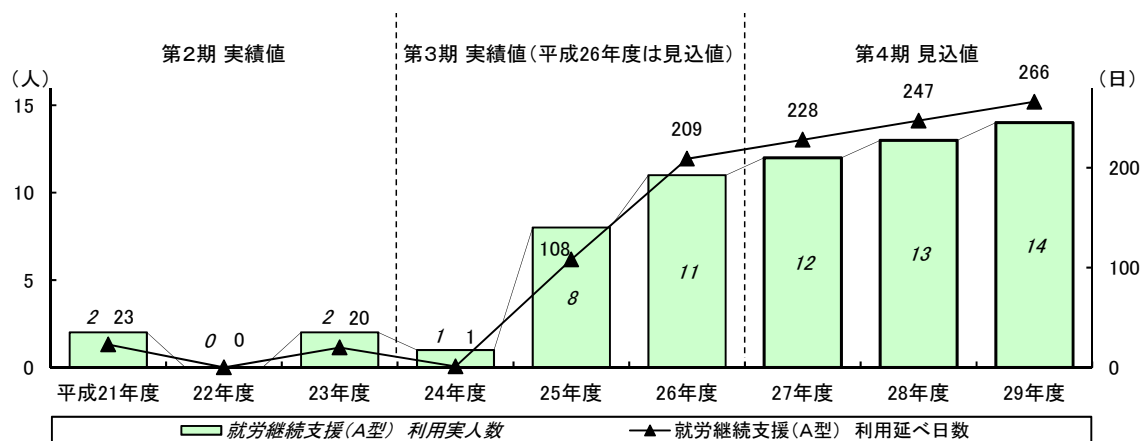
第3期の実績と実施率

			(月当たり)		
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込値)
就労継続支援（A型）	利用延べ日数 (日)	見込値	20	20	20
		実績値	1	108	209
		実施率	5.0%	540.0%	1045.0%
	利用実人数 (人)	見込値	1	1	1
		実績値	1	8	11
		実施率	100.0%	800.0%	1100.0%

第4期の見込値

		(月当たり)		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労継続支援（A型）	利用延べ日数（日）	228	247	266
	利用実人数（人）	12	13	14

第2期から第4期までの推移



⑥ 就労継続支援（B型）

サービス内容

年齢、心身の状態その他の事情により引き続き通常の事業所に雇用されることが困難になった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人、通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識 及び 能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

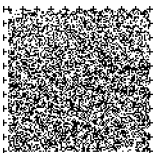
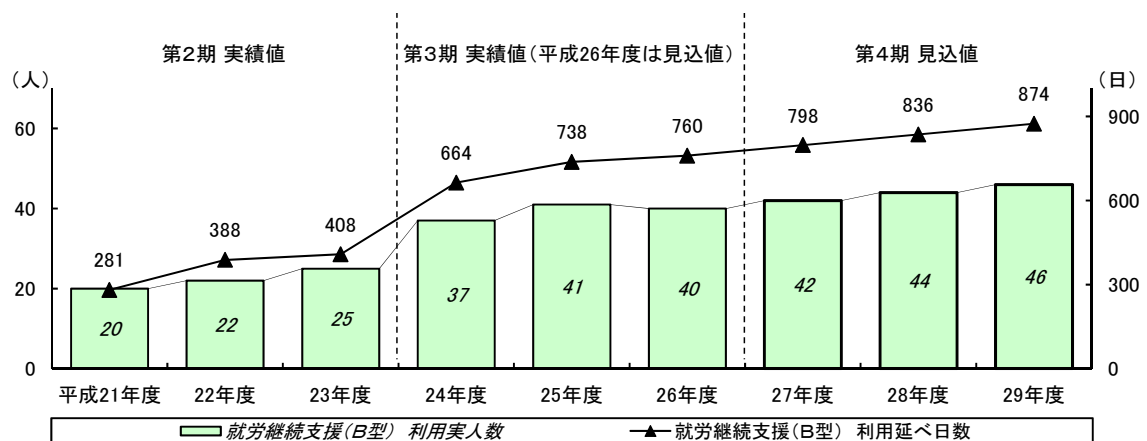
第3期の実績と実施率

			(月当たり)		
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込値)
就労継続支援（B型）	利用延べ日数 (日)	見込値	428	448	468
		実績値	664	738	760
		実施率	155.1%	164.7%	162.4%
	利用実人数 (人)	見込値	28	31	34
		実績値	37	41	40
		実施率	132.1%	132.3%	117.6%

第4期の見込値

		(月当たり)		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労継続支援（B型）	利用延べ日数（日）	798	836	874
	利用実人数（人）	42	44	46

第2期から第4期までの推移



⑦ 療養介護

サービス内容

医療を要する障がいがあり常時介護を要する人に、主として昼間に医療機関等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理による介護 及び 日常生活の世話等を行うサービスです。

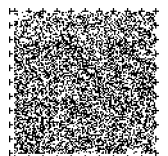
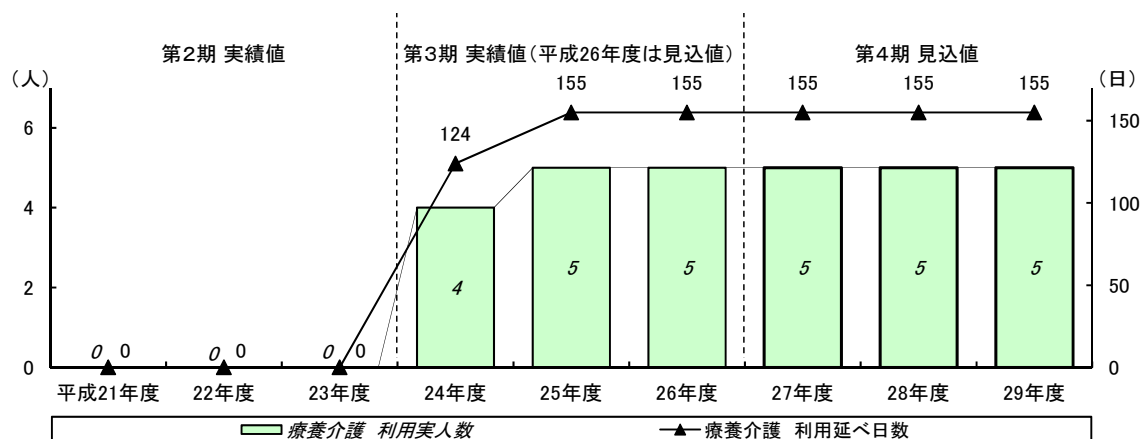
第3期の実績と実施率

			(月当たり)		
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込値)
療養介護	利用延べ日数 (日)	見込値	—	—	—
		実績値	124	155	155
		実施率	—	—	—
	利用実人数 (人)	見込値	6	6	6
		実績値	4	5	5
		実施率	66. 7%	83. 3%	83. 3%

第4期の見込値

			(月当たり)		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
療養介護	利用延べ日数 (日)		155	155	155
	利用実人数 (人)		5	5	5

第2期から第4期までの推移



⑧ 短期入所（ショートステイ）

サービス内容

障がいのある人が、居宅において介護を行う人の疾病 及び その他の理由等で介護が受けられない場合、施設に短期間入所して入浴、排せつ 及び 食事の介護等を受ける事業です。障害者支援施設において実施する福祉型と、医療機関・介護老人保健施設において実施する医療型があります。

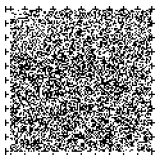
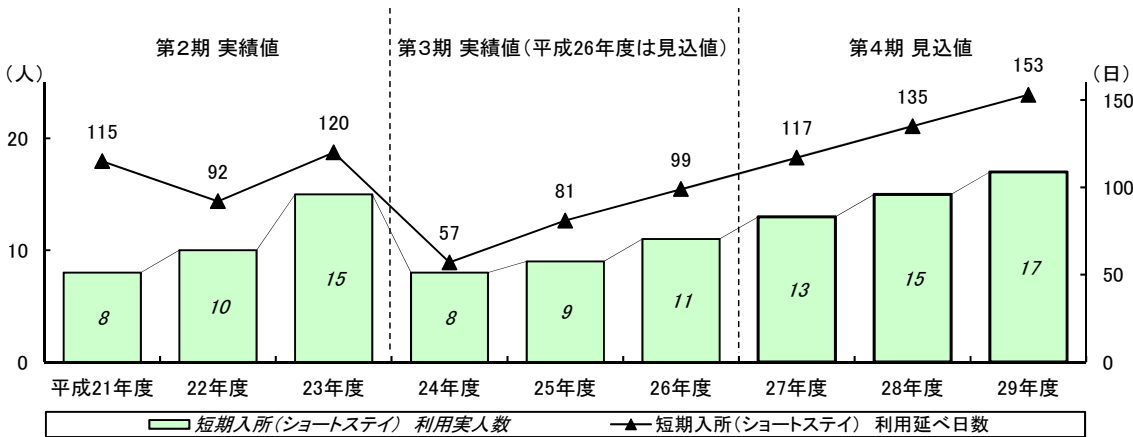
第3期の実績と実施率

			(月当たり)		
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込値)
短期入所 (ショートステイ)	利用延べ日数 (日)	見込値	170	190	210
		実績値	57	81	99
		実施率	33. 5%	42. 6%	47. 1%
	利用実人数 (人)	見込値	17	19	21
		実績値	8	9	11
		実施率	47. 1%	47. 4%	52. 4%

第4期の見込値

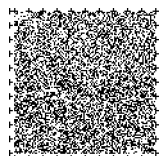
		(月当たり)		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
短期入所 (ショートステイ)	利用延べ日数 (日)	117	135	153
	利用実人数 (人)	13	15	17

第2期から第4期までの推移



日中活動系サービスの必要な見込み量確保のための方策

- (1) 基幹相談支援センターや福祉施設・事業所等と連携を図り、利用者のニーズに応えられる多様な日中活動系サービスの実施主体の確保に努めます。
- (2) 障がいのある人 及び 当事者団体に対して、日中活動系サービス内容や事業所に関する情報提供を積極的に行います。
- (3) 利用者のニーズを把握してサービス量の充実を図るとともに、緊急時の利用や医療援助等のニーズに対応したサービス提供に努めます。
- (4) 日中活動系サービスの一部は利用期限が定められているため、途切れることなく他のサービスによる支援ができるように努めます。
- (5) 特別支援学校の卒業生が、ニーズに応じたサービスを受けることができるよう、基幹相談支援センター、特別支援学校、相談支援事業所、サービス提供事業所、関係機関との連携を強化し、卒業生への適切なサービス提供に努めます。
- (6) 県、障がい者就業・生活支援センター、公共職業安定所（ハローワーク）、特別支援学校、就労移行支援事業者、民間企業など、就労関係団体・機関との連携をさらに強化し、自立支援協議会を中心としたネットワークの構築を進めます。
- (7) 就労移行支援の利用者の働く場の創出のため、民間企業に対して、法定雇用率や障がいのある人の雇用に関する各種助成制度の活用、税制上の優遇措置等の情報提供を行います。
- (8) 短期入所については、利用が困難な状況にあるため、利用者や家族のニーズに対応できるよう、サービス提供の体制づくりを進めます。



(3) 居住系サービス

見込み方：平成26年4月～9月分までの利用実績をもとに平成26年度見込み量を算出しました。さらに、施設入所者のうち共同生活援助（グループホーム）への移行を希望している利用者を見込み量に含め、平成29年度まで算出しました。

① 共同生活援助（グループホーム）

サービス内容

家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など、必要なサービスを提供します。なお、平成26年度より、共同生活介護（ケアホーム）は、共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。

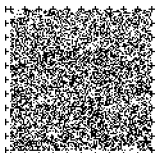
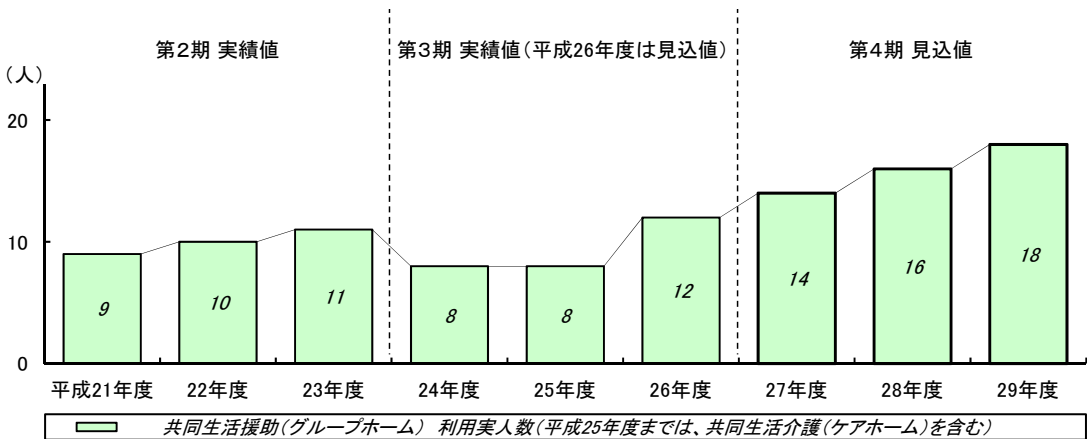
第3期の実績と実施率

			(月当たり)		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込値)
共同生活援助 (グループホーム)	利用実人数 (人)	見込値	7	8	9
		実績値	6	6	12
		実施率	85.7%	75.0%	133.3%
共同生活介護 (ケアホーム)	利用実人数 (人)	見込値	5	6	7
		実績値	2	2	0
		実施率	40.0%	33.3%	0.0%

第4期の見込値

		(月当たり)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用実人数(人)	14	16	18

第2期から第4期までの推移



② 施設入所支援

サービス内容

施設に入所する障がいのある人が、主として夜間において、入浴、排せつ 及び 食事の介護等を受ける事業です。『障害者自立支援法』施行前の療護施設、更生施設、授産施設等の入所者が受ける夜間のサービスに該当します。

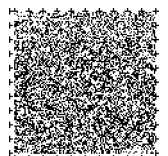
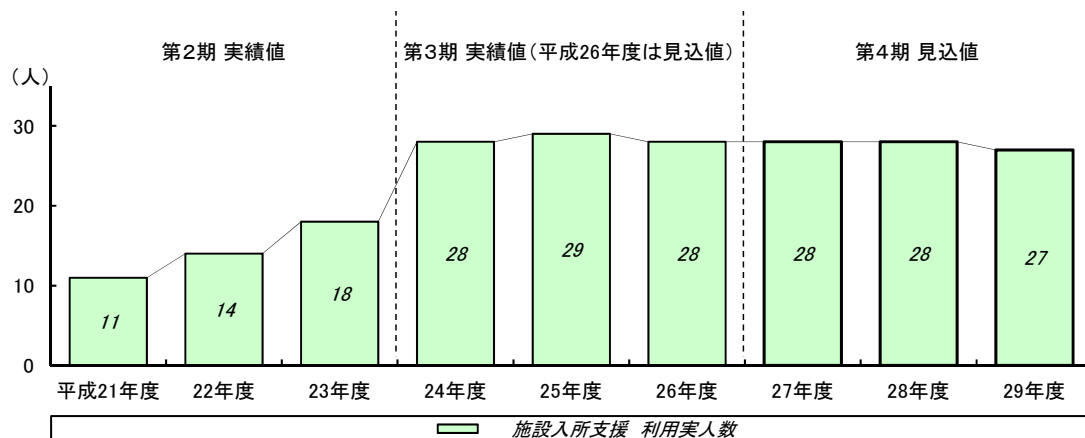
第3期の実績と実施率

			(月当たり)		
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込値)
施設入所支援	利用実人数 (人)	見込値	18	18	18
		実績値	28	29	28
		実施率	155. 6%	161. 1%	155. 6%

第4期の見込値

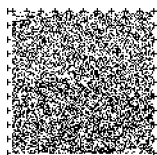
		(月当たり)		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設入所支援	利用実人数 (人)	28	28	27

第2期から第4期までの推移



居住系サービスの必要な見込み量確保のための方策

- (1) 居住系サービスの施設整備は、県 及び 中北圏域の市町と協議しながら推進していきます。また、地域住民の障がい理解を促進するために啓発や周知に努めます。
- (2) 共同生活援助（グループホーム）については、空き物件等の既存の社会資源の活用を検討するとともに、市内あるいは近隣市町で活動するNPO法人や社会福祉法人等に広く情報提供を行い、設置について継続的に働きかけを行います。
- (3) 施設入所者や入院している障がい者等が円滑に地域移行するために、基幹相談支援センターや各関係機関と連携を図りながら、地域生活を支えるサービス提供体制の整備を進めます。
- (4) 入所者の決定については、入所待機者のうち、家族等の介護や居宅サービスによる支援だけでは地域生活が困難であり、施設入所支援の必要性・緊急性が高い障がいのある人の受け入れを今後も優先していきます。
- (5) 中北圏域の市町や利用者等の協議のもと、施設処遇の改善に努め、人権尊重を基本とした生活の向上を図ります。



(4) 相談支援

見込み方：平成25年度実績と平成26年度見込みの新規サービス利用者等の比較から伸び率を求めて、毎年度の伸び率と仮定して、平成29年度まで算出しました。

① 相談支援

サービス内容

◆ 計画相談支援

障がい福祉サービスを利用するすべての障がい者又は障がい児の保護者を対象に、障がい福祉サービスを利用するにあたって必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、定期的にサービス等の利用状況を検証します。

◆ 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がいのある人又は病院に入院している精神障がいのある人を対象に、住居の確保等の地域における生活に移行するための活動に関する相談やその他の必要な支援を行います。

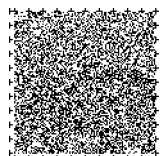
◆ 地域定着支援

自宅において、家庭の状況等により同居している家族からの支援を受けられない障がいのある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に関する相談やその他必要な支援を行います。

第3期の実績と実施率

			(月当たり)		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込値)
計画相談支援	作成件数(件)	見込値	2	6	13
		実績値	1 (1)	2 (2)	29 (13)
		実施率	50.0%	33.3%	223.0%
地域移行支援	利用実人数 (人)	見込値	1	1	1
		実績値	0	1	1
		実施率	0.0%	100.0%	100.0%
地域定着支援	利用実人数 (人)	見込値	1	4	7
		実績値	0	0	0
		実施率	0.0%	0.0%	0.0%

* () は利用者数

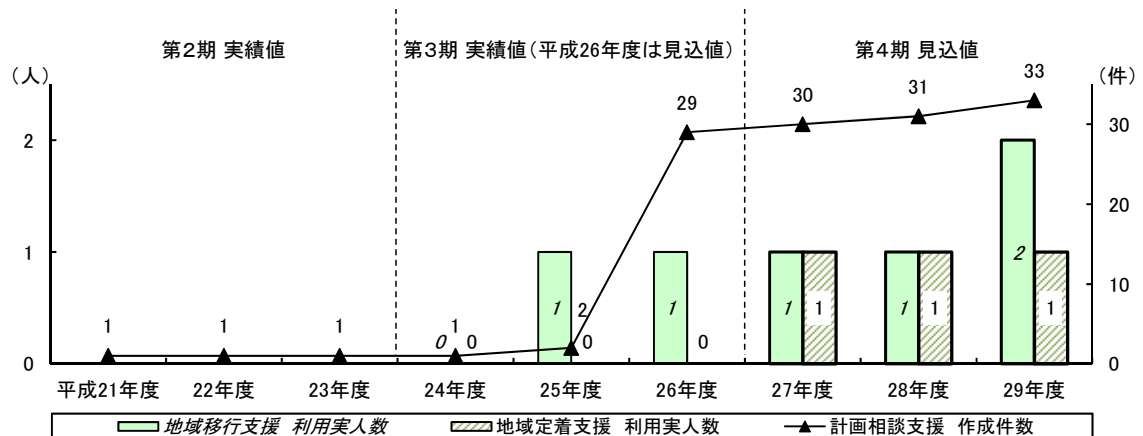


第4期の見込値

		(月当たり)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	作成件数(件)	30(14)	31(15)	33(15)
地域移行支援	利用実人数(人)	1	1	2
地域定着支援		1	1	1

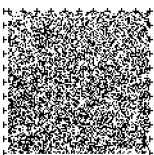
* () は利用者数

第2期から第4期までの推移



相談支援の必要な見込み量確保のための方策

- (1) 障がいのある人に対する総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、人材の確保やケアマネジメントの仕組みづくりなど、体制の充実を働かけます。
- (2) サービス等利用計画作成のために、指定特定相談支援事業者の確保に努めます。
- (3) 医療機関からの退院者 及び 福祉施設からの退所者が、地域での生活にスムーズに移行・定着できるよう、退院者・退所者を重点的に支援します。
- (4) 施設入所者や入院している障がい者等が円滑に地域移行・地域定着するために、基幹相談支援センターや各関係機関と連携を図りながら、地域生活を支えるサービス提供体制の整備を進めます。



2 地域生活支援事業

(1) 地域生活支援事業の概要

目 的

障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施することを目的としています。

事業内容

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、自治体の判断で実施することができる任意事業とがあります。

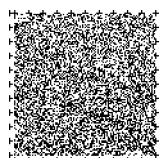
費用負担

地域生活支援事業の係る費用は、国が1/2、都道府県が1/4を補助し、市町村が1/4を負担します。また、実施主体である市町村の判断で利用料（利用者の負担）を求めることができます。

見込み方：平成25年度実績と平成26年度見込みの新規サービス利用者等の比較から、平成29年度まで算出しました。

本市で地域生活支援事業として、実施する事業は次のとおりです。

必須事業	① 理解促進研修・啓発事業 ② 自発的活動支援事業 ③ 相談支援事業 ④ 成年後見制度利用支援事業 ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業 ⑥ 意思疎通支援事業 ⑦ 日常生活用具給付等事業 ⑧ 手話奉仕員養成研修事業 ⑨ 移動支援事業 ⑩ 地域活動支援センター事業
任意事業	① 日中一時支援事業 ② 訪問入浴サービス事業 ③ 身体障害者更生訓練費等給付事業 ④ 身体障害者就職支度金給付事業 ⑤ 福祉ホーム入居者自立支援事業 ⑥ 身体障害者自動車運転免許取得費助成・ 身体障害者用自動車改造費助成 ⑦ 障害者情報バリアフリー化事業



(2) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

サービス内容

障がいのある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、障がいのある人等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

第4期の見込み

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施

事業の実施に向けた方策

- (1) 障がい理解促進のために、市民にわかりやすい研修会や講演会等を開催します。
- (2) 市の広報紙やホームページを活用し、障がい理解を深めるための啓発活動を行います。

② 自発的活動支援事業

サービス内容

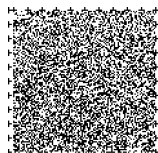
障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

第4期の見込み

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

事業の実施に向けた方策

- (1) 障がいのある人、家族、ボランティア団体等の活動を積極的に支援します。
- (2) 広報紙やホームページなど、様々な媒体を通じてサービスの周知を図ります。



③ 相談支援事業

サービス内容

◆障害者相談支援事業

障がいのある人やその家族等からの相談に応じて、必要な情報の提言や助言、障がい福祉サービスの利用に関する援助・調整等の支援を行うとともに、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

また、障害者相談支援事業を効果的に実施するため、地域の障がい福祉に関するネットワークとなる地域自立支援協議会において、委託相談支援事業者の運営評価、支援の難しい事例への対応に関する協議・調整等を行います。

◆市町村相談支援機能強化事業

相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置します。

◆住居入居等支援事業

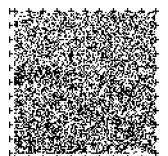
知的障がいや精神障がいがあり保証人がいない等の理由により入居が困難な人を対象に、一般住宅（公営住宅 及び 民間の賃貸住宅）への入居に必要な調整等を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて、障がいのある人の地域生活を支援します。

第4期の見込み

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害者相談支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施
住居入居等支援事業	実施の有無	検討	検討	検討

事業の実施に向けた方策

- （１）基幹相談支援センターと連携し、障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、必要な情報の提供 及び 障がい福祉サービスの利用支援を行います。また、障がい者団体等の協力によるピアカウンセリングの実施を進めていきます。
- （２）中央市・昭和町地域自立支援協議会を中心に基幹相談支援センターや地域の関係機関と連携して、地域で障がいのある人を支えるネットワークの構築を図ります。
- （３）相談支援体制の中核である基幹相談支援センターの助言や人材育成等の相談支援機能強化を進めます。また、地域の身近な相談員として期待される障がい者相談員や民生委員の育成 及び 連携強化を図ります。
- （４）地域移行・地域定着を進めるため、住居入居等支援事業の実施に向けた検討を進めます。



④ 成年後見制度利用支援事業

サービス内容

障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいや精神障がいのある人に対し、申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成するものです。

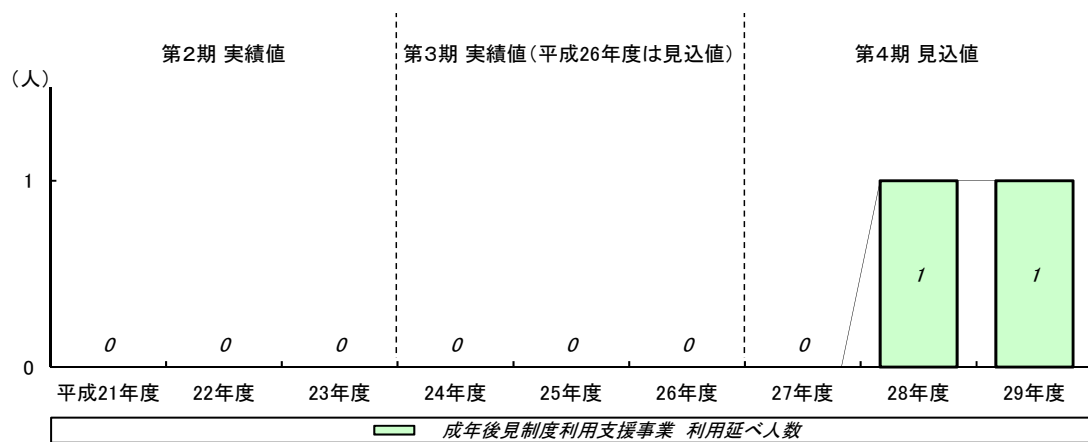
第3期の実績と実施率

			(年当たり)		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込値)
成年後見制度 利用支援事業	利用延べ人数 (人)	見込値	—	—	—
		実績値	0	0	0
		実施率	—	—	—

第4期の見込値

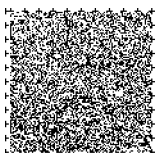
		(年当たり)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度 利用支援事業	利用延べ人数(人)	0	1	1

第2期から第4期までの推移



必要な見込み量確保のための方策

- (1) 平成26年度までの利用実績はありませんが、今後、福祉施設及び病院からの地域移行を促進する上で、ニーズの増加が見込まれるため、潜在的なニーズの把握に努めるとともに、本事業が必要とされる利用者への情報提供を行います。
- (2) 障がいのある人だけでなく、高齢者に対する後見支援と一体的な仕組みを整備していくことが合理的であり、地域包括支援センターや社会福祉協議会等とも連携し、制度の周知を図り、対象となる人の利用促進に努めます。



⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

サービス内容

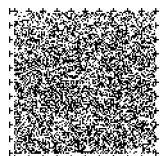
成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

第4期の見込み

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	調査	準備	実施

事業の実施に向けた方策

(1)平成 29 年度以降の実施に向けて、法人後見の実施可能な事業者へ働きかけを行います。



⑥ 意思疎通支援事業

サービス内容

聴覚、音声言語機能障がい等のために意思疎通を図ることに支障がある人等の意思疎通を円滑に図るために、手話通訳者及び要約筆記者等を、委託先の山梨県立聴覚障害者情報センターから派遣します。派遣費用は原則として無料です。

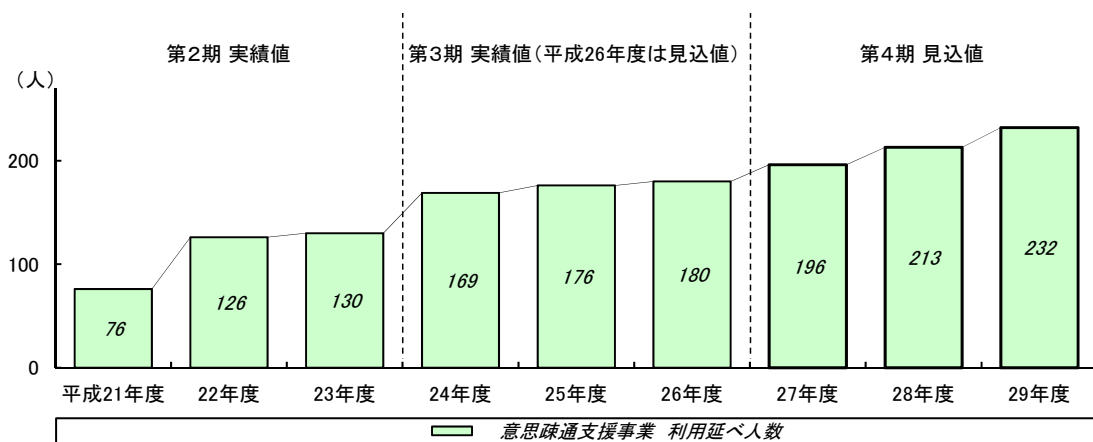
第3期の実績と実施率

			(年当たり)		
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込値)
意思疎通支援事業	利用 延べ人数 (人)	見込値	135	140	145
		実績値	169	176	180
		手話通訳者	168	148	157
		要約筆記者	1	28	23
		実施率	125. 2%	125. 7%	124. 1%

第4期の見込値

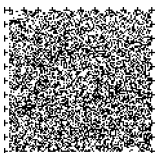
			(年当たり)		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
意思疎通支援事業	利用延べ人数(人)		196	213	232
	手話通訳者		171	186	202
	要約筆記者		25	27	30

第2期から第4期までの推移



必要な見込み量確保のための方策

- (1) 山梨県立聴覚障害者情報センターと連携して、利用者がスムーズに派遣事業が利用できるように努めます。
- (2) 利用者のニーズの継続的な把握に努め、意思疎通に支援が必要な人の社会参加を支援します。
- (3) 手話通訳者設置事業実施に向けて検討を行います。



⑦ 日常生活用具給付等事業

サービス内容

重度の障がいのある人に対し、障がいの種類・程度に応じて、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付 又は 貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とするサービスです。

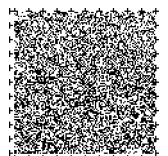
- ◆介護・訓練支援用具：身体介護を支援する用具
(特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器等)
- ◆自立生活支援用具：入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
(入浴補助用具、特殊便器、電磁調理器、聴覚障がい者用屋内信号装置等)
- ◆在宅療養等支援用具：在宅療養等を支援する用具
(透析液加温器、ネブライザー、電機式たん吸引器、盲人用体温計等)
- ◆情報・意思疎通支援用具：情報収集、意思伝達や意思疎通等を支援する用具
(携帯用会話補助装置、点字器、聴覚障がい者用通信装置、人工喉頭等)
- ◆排せつ管理支援用具：排せつ管理を支援する用具(ストーマ装置、紙おむつ、収尿器)
- ◆居宅生活動作補助用具：居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

第3期の実績と実施率

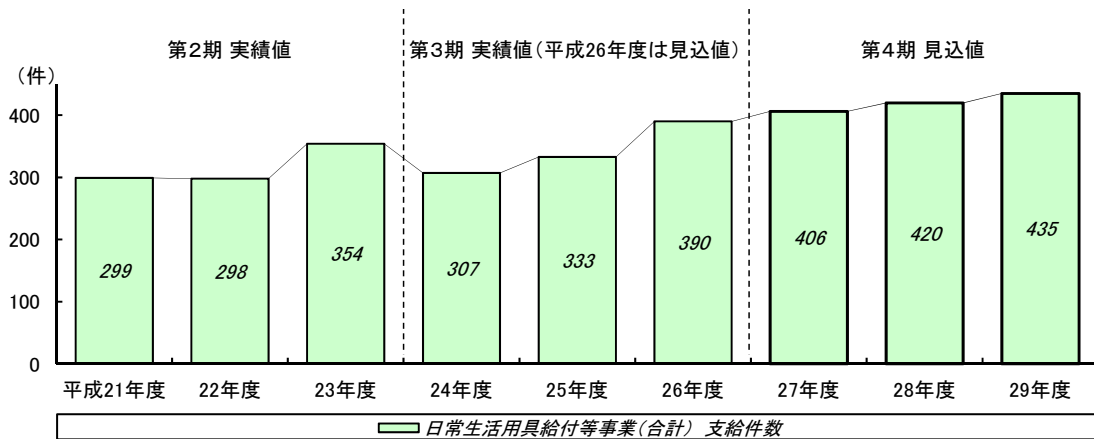
			(年当たり)		
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込値)
日常生活用具給付等事業	支給件数(件)	見込値	360	380	400
		実績値	307	333	390
		実施率	85.3%	87.6%	97.5%
	①介護・訓練支援用具		3	1	2
	②自立生活支援用具		5	4	5
	③在宅療養等支援用具		1	3	2
	④情報・意思疎通支援用具		2	2	30
	⑤排せつ管理支援用具		296	323	350
	⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		0	0	1

第4期の見込値

			(年当たり)		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日常生活用具給付等事業	支給件数(件)		406	420	435
	①介護・訓練支援用具		2	2	2
	②自立生活支援用具		5	5	5
	③在宅療養等支援用具		2	2	2
	④情報・意思疎通支援用具		36	40	45
	⑤排せつ管理支援用具		360	370	380
	⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		1	1	1



第2期から第4期までの推移



必要な見込み量確保のための方策

- (1) サービスを必要としている重度の障がいのある人に、適切な用具が給付もしくは貸与できるよう、日常生活用具の情報提供の充実に努めるとともに、事業者に対しても情報提供を行います。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

サービス内容

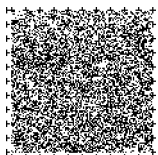
聴覚障がい者との交流活動の促進、市の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を習得したもの）の養成研修を行います。

第4期の見込み

		(年当たり)		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話奉仕員 養成研修事業	研修会回数（回）	40	40	40

事業の実施に向けた方策

- (1) 社会福祉協議会や聴覚障害者協会等と連携し、国が定めるカリキュラムに沿った質の高い研修会を継続して実施していきます。



⑨ 移動支援事業

サービス内容

屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活 及び 社会参加を促進します。

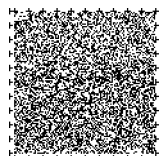
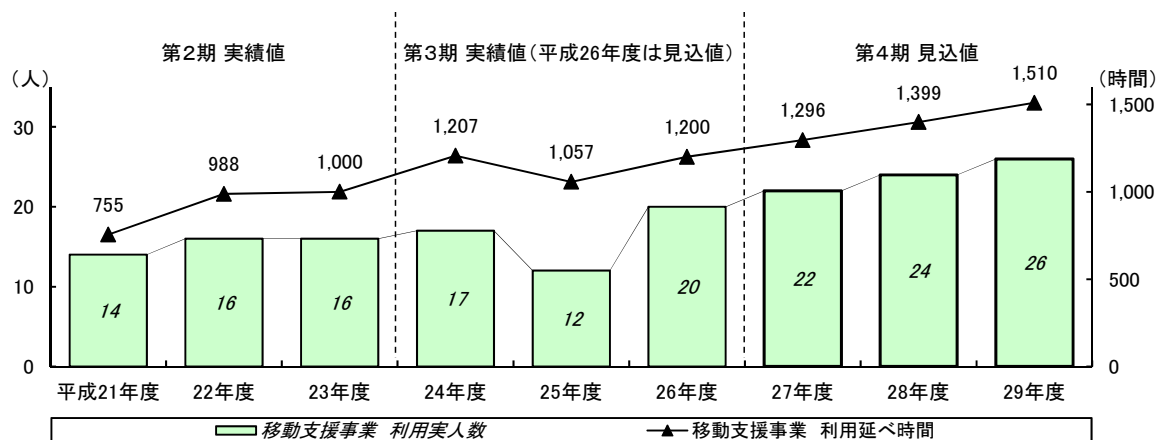
第3期の実績と実施率

			(年当たり)		
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込値)
移動支援事業	実施箇所数 (箇所)	見込値	7	7	7
		実績値	7	7	7
		実施率	100.0%	100.0%	100.0%
	利用実人数 (人)	見込値	18	19	20
		実績値	17	12	20
		実施率	94.4%	63.2%	100.0%
	利用延べ時間 (時間)	見込値	1,100	1,150	1,200
		実績値	1,207	1,057	1,200
		実施率	109.7%	91.9%	100.0%

第4期の見込値

		(年当たり)		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業	実施箇所数 (箇所)	7	8	8
	利用実人数 (人)	22	24	26
	利用延べ時間 (時間)	1,296	1,399	1,510

第2期から第4期までの推移



必要な見込み量確保のための方策

- (1) 障がいのある人の社会参加や余暇活動を促進させるために、移動支援事業の周知に努めます。
- (2) 移動支援事業の必要量を的確に把握し、サービスを必要とする障がいのある人へ適切にサービスが提供できる体制の確保に努めます。
- (3) 事業者に対して情報提供を行い、多様な事業者の参入促進を図ります。
- (4) 障がいのある人が適切なサービスを利用できるよう、サービス提供事業者が専門的な人材の確保 及び 資質の向上を図るように働きかけていきます。

⑩ 地域活動支援センター事業

サービス内容

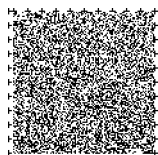
障がいのある人等が地域活動支援センターに通所し、創作的活動、生産活動 及び 相談等を通じて、自立と社会参加の促進を図るとともに、家庭における介護の負担を軽減することを目的とするサービスです。

- ◆基礎的事業：通所による創作活動、機能訓練、社会適応訓練 及び 入浴等のサービスを提供して、障がいのある人の自立と社会参加を目的とした支援を行います。
- ◆強化事業（Ⅰ型）：専門職員（精神保健福祉士）を配置し、医療・福祉 及び 地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための啓発活動を実施します。
- （Ⅱ型）：地域において、雇用、就労が困難な在宅の障がいのある人に対して、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。
- （Ⅲ型）：障がいのある人の援護対策として、地域の障がい者団体が実施する通所による援護事業の実績が概ね5年以上あり、安定的な運営が図られている小規模作業所で法人格を取得したところで実施します。

第3期の実績と実施率

(年当たり)

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込値)
地域活動支援 センター事業 【基礎的事業】	実施箇所数 (箇所)	見込値	3	3	3
		実績値	2	2	2
		実施率	66.7%	66.7%	66.7%
	利用実人数 (人)	見込値	10	10	10
		実績値	28	24	22
		実施率	280.0%	240.0%	220.0%
地域活動支援 センター事業 【機能強化事業】	実施箇所数 (箇所)	見込値	3	3	3
		実績値	2	2	2
		実施率	66.7%	66.7%	66.7%
	利用実人数 (人)	見込値	3	3	3
		実績値	5	5	5
		実施率	166.7%	166.7%	166.7%

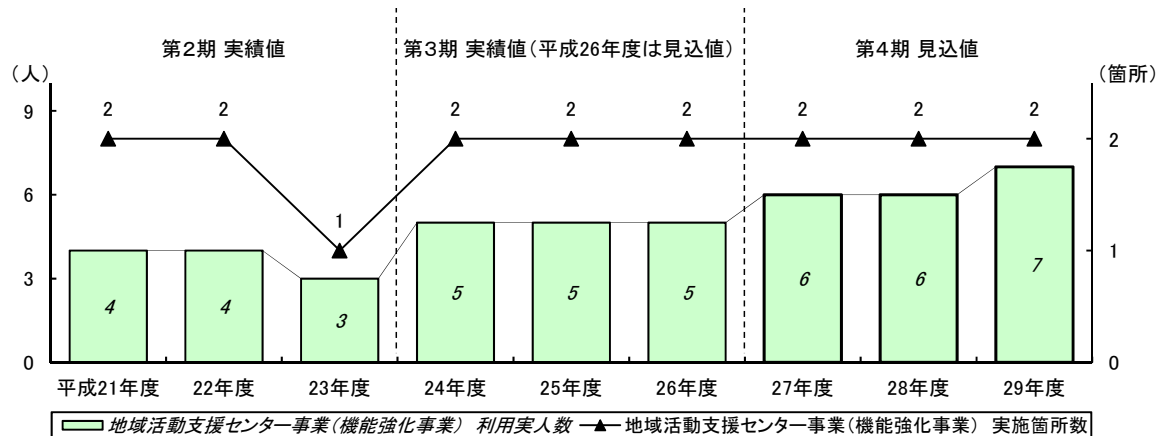
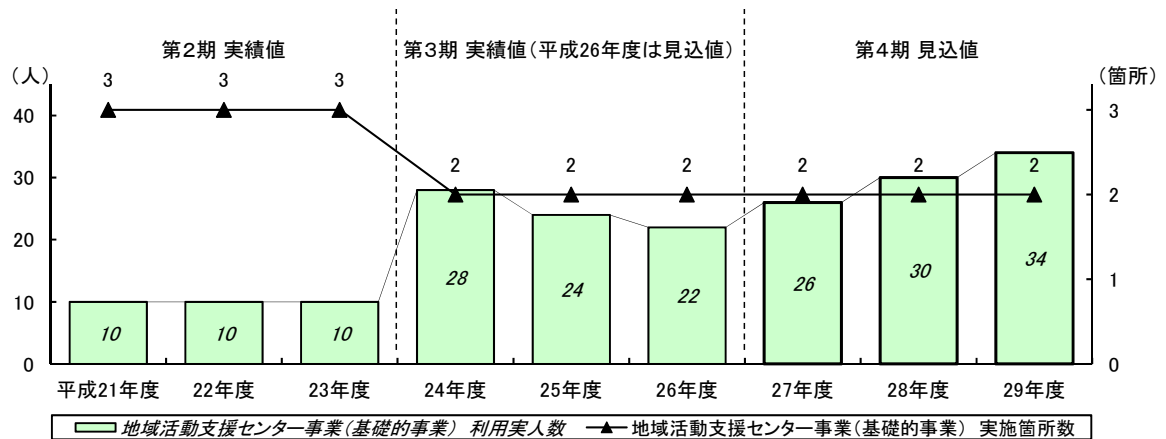


第4期の見込値

(年当たり)

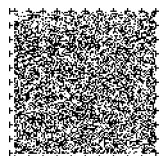
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センター事業 【基礎的事業】	実施箇所数(箇所)	2	2	2
	利用実人数(人)	26	30	34
地域活動支援センター事業 【機能強化事業】	実施箇所数(箇所)	2	2	2
	利用実人数(人)	6	6	7

第2期から第4期までの推移



必要な見込み量確保のための方策

- (1) 事業の周知を図るとともに、活動の場の拡大と活動内容の充実を働きかけ、市内施設の利用を推進します。



(3) 任意事業

① 日中一時支援事業

サービス内容

日中、障がい福祉サービス事業者、障害者支援施設等において、障がいのある人等に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行います。

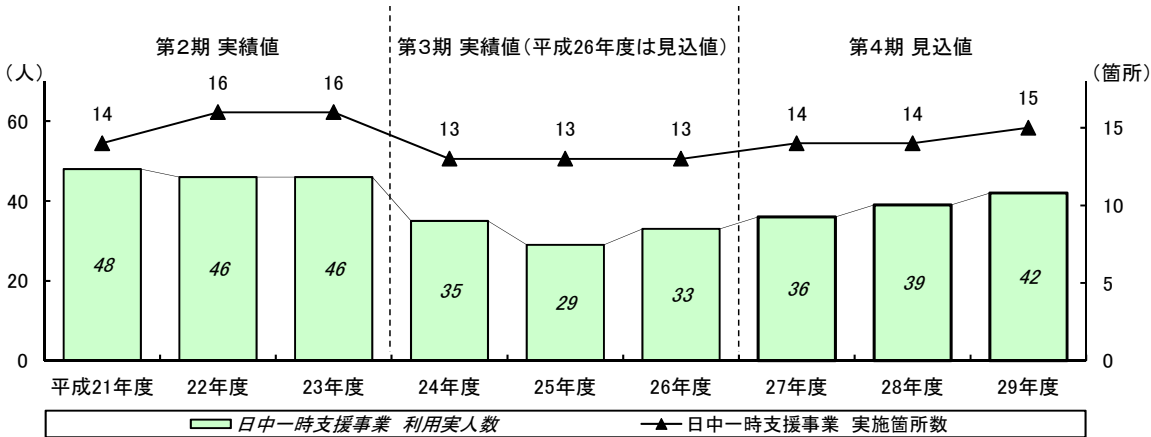
第3期の実績と実施率

			(月当たり)		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込値)
日中一時支援事業	実施箇所数 (箇所)	見込値	13	13	13
		実績値	13	13	13
		実施率	100.0%	100.0%	100.0%
	利用実人数 (人)	見込値	46	48	50
		実績値	35	29	33
		実施率	76.1%	60.4%	66.0%

第4期の見込値

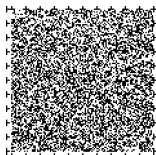
		(月当たり)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
日中一時支援事業	実施箇所数 (箇所)	14	14	15
	利用実人数 (人)	36	39	42

第2期から第4期までの推移



必要な見込み量確保のための方策

(1) 広報紙やホームページなど、様々な媒体を通じてサービスの周知を図るとともに、利用者のニーズの把握に努め、安定した利用体制の推進を図ります。



② 訪問入浴サービス事業

サービス内容

身体障がい者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行う入浴の介護で、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的としています。なお、要介護又は要支援の認定を受けている場合は対象外で、事業者に対する報酬単価等は、介護保険の規定による訪問入浴サービスの単価に順じて実施します。

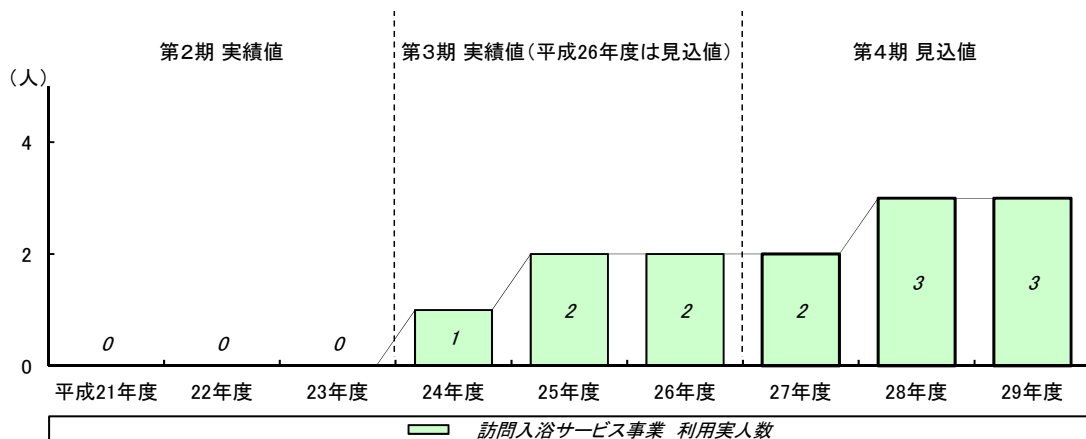
第3期の実績と実施率

			(月当たり)		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込値)
訪問入浴 サービス事業	利用実人数 (人)	見込値	1	1	1
		実績値	1	2	2
		実施率	100.0%	200.0%	200.0%

第4期の見込値

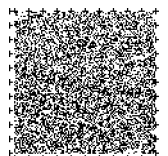
		(月当たり)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問入浴 サービス事業	利用実人数(人)	2	3	3

第2期から第4期までの推移



必要な見込み量確保のための方策

- (1) 地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問入浴サービス事業を継続実施します。
- (2) 広報紙やホームページなど、様々な媒体を通じてサービスの周知に努め、利用促進を図ります。



③ 身体障害者更生訓練費等給付事業

サービス内容

身体障害者更生施設等に入所している障がいのある人の社会復帰の促進を図るために、更生訓練費を支給します。

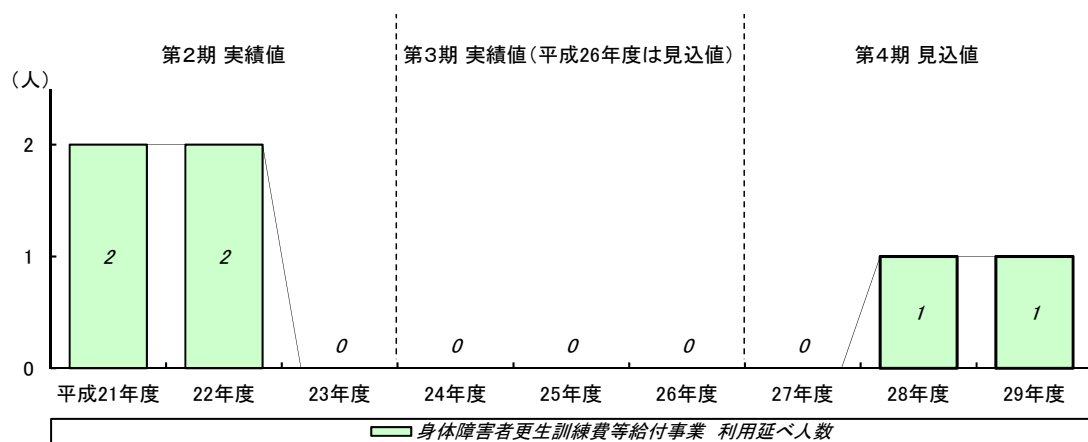
第3期の実績と実施率

			(年当たり)		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込値)
身体障害者 更生訓練費等 給付事業	利用延べ人数 (人)	見込値	1	1	1
		実績値	0	0	0
		実施率	0.0%	0.0%	0.0%

第4期の見込値

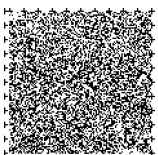
		(年当たり)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害者 更生訓練費等 給付事業	利用延べ人数(人)	0	1	1

第2期から第4期までの推移



必要な見込み量確保のための方策

- (1) 広報紙やホームページなど、様々な媒体を通じてサービスの周知に努め、利用促進を図ります。
- (2) 身体障がいに限定された事業のため、今後、対象者の拡大を検討します。



④ 身体障害者就職支度金給付事業

サービス内容

更生訓練を終了し、就職 又は 自営により施設を退所することになった障がいのある人に就職支度金を給付します。

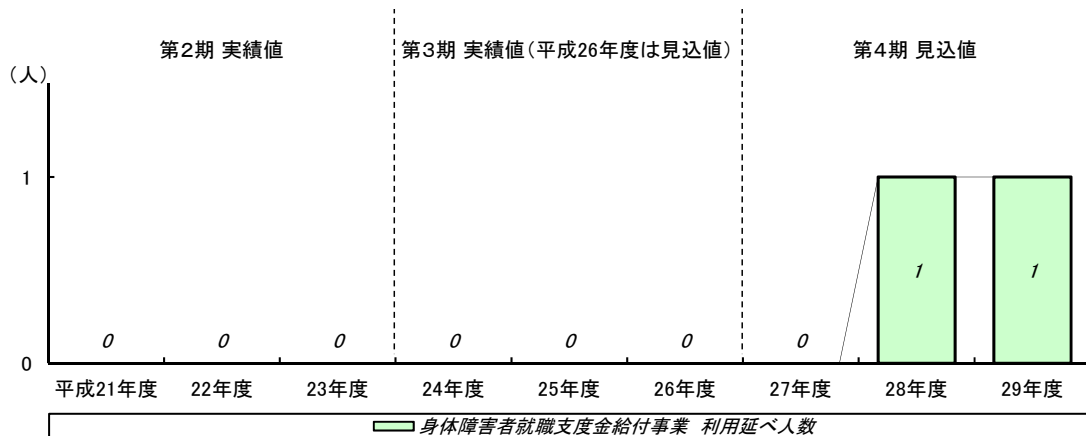
第3期の実績と実施率

			(年当たり)		
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込値)
身体障害者 就職支度金給付事業	利用延べ人数 (人)	見込値	0	0	1
		実績値	0	0	0
		実施率	—	—	0.0%

第4期の見込値

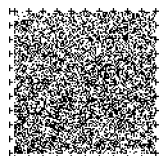
		(年当たり)		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体障害者 就職支度金給付事業	利用延べ人数 (人)	0	1	1

第2期から第4期までの推移



必要な見込み量確保のための方策

- (1) 広報紙やホームページなど、様々な媒体を通じてサービスの周知に努め、利用促進を図ります。
- (2) 身体障がいに限定された事業のため、今後、対象者の拡大を検討します。



⑤ 福祉ホーム入居者自立支援事業

サービス内容

福祉ホームに居住する身体障がい者で、日常生活等を地域の中で自主的に営むのに支障がある重度の身体障がい者に対し、ケアグループによる介助サービス等を提供することにより、重度の身体障がい者の地域社会での自立した生活を支援することを目的とします。

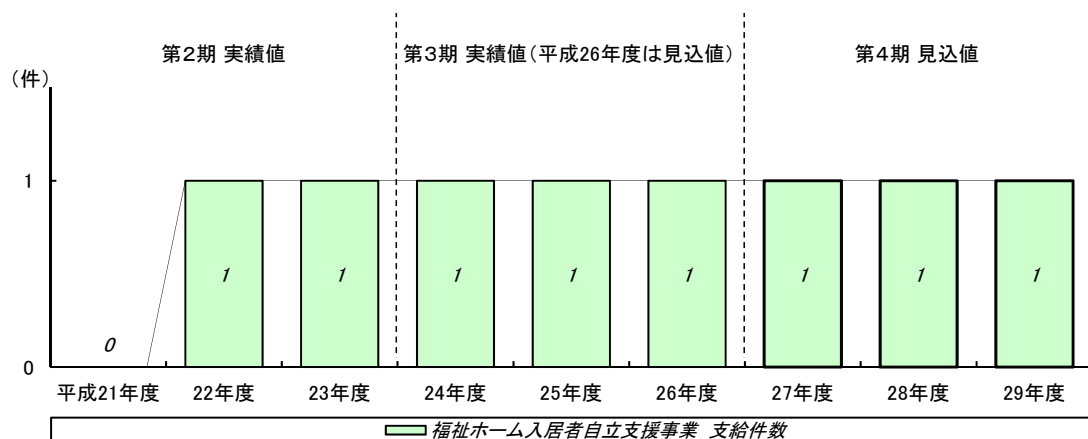
第3期の実績と実施率

			(年当たり)		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込値)
福祉ホーム入居者 自立支援事業	支給件数(件)	見込値	—	—	—
		実績値	1	1	1
		実施率	—	—	—

第4期の見込値

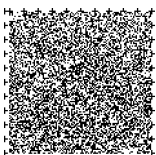
		(年当たり)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
福祉ホーム入居者 自立支援事業	支給件数(件)	1	1	1

第2期から第4期までの推移



必要な見込み量確保のための方策

- (1) 地域移行を促進するために、福祉ホームの運営を支援します。
- (2) 広報紙やホームページなど、様々な媒体を通じてサービスの周知に努め、利用促進を図ります。



⑥ 身体障害者自動車運転免許取得費助成・身体障害者用自動車改造費助成

サービス内容

身体障がい者の運転免許取得 又は 所有し運転する自動車の改造に要する経費に対し、助成金を交付することにより、身体障がい者の社会参加を促進します。

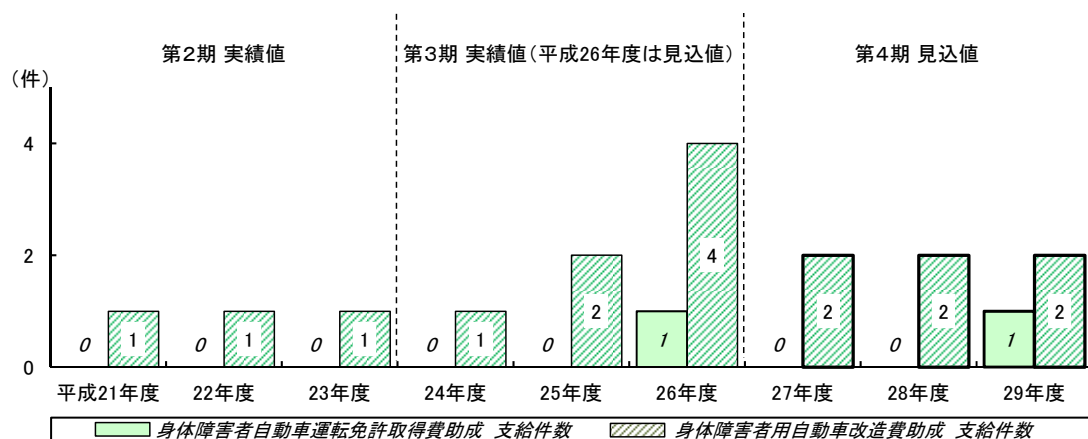
第3期の実績と実施率

			(年当たり)		
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込値)
身体障害者 自動車運転免許 取得費助成	支給件数 (件)	見込値	—	—	—
		実績値	0	0	1
		実施率	—	—	—
身体障害者用 自動車改造費助成	支給件数 (件)	見込値	—	—	—
		実績値	1	2	4
		実施率	—	—	—

第4期の見込値

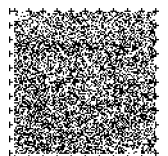
			(年当たり)		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体障害者 自動車運転免許 取得費助成	支給件数 (件)		0	0	1
身体障害者用 自動車改造費助成	支給件数 (件)		2	2	2

第2期から第4期までの推移



必要な見込み量確保のための方策

- (1) 障がいのある人の社会参加を促進するため、事業の継続を実施します。
- (2) 広報紙やホームページなど、様々な媒体を通じてサービスの周知に努め、利用促進を図ります。



⑦ 障害者情報バリアフリー化事業

サービス内容

視覚 又は 上肢機能障がいのある人がパソコンを使用する際に必要となる周辺機器やソフト等を購入するための費用の一部を補助します。

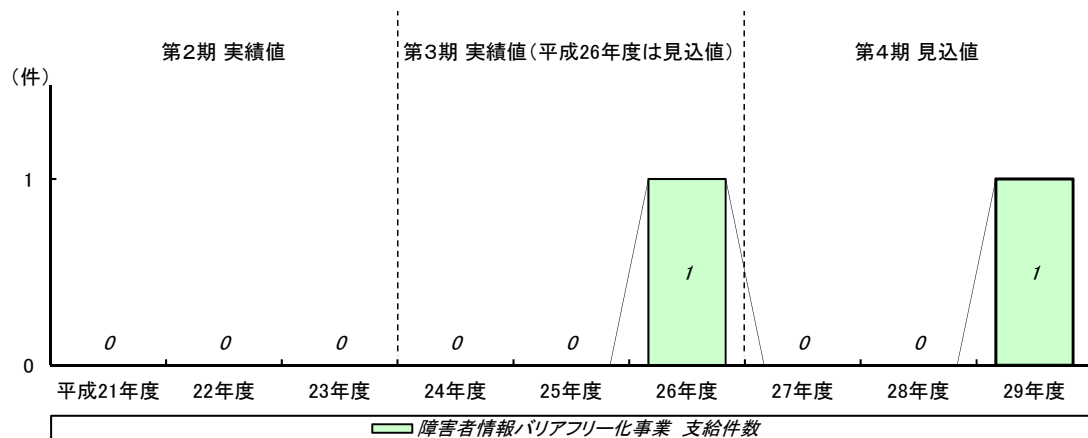
第3期の実績と実施率

			(年当たり)		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込値)
障害者情報 バリアフリー化事業	支給件数(件)	見込値	0	1	1
		実績値	0	0	1
		実施率	—	0.0%	100.0%

第4期の見込値

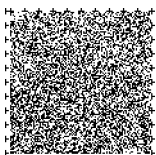
		(年当たり)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者情報 バリアフリー化事業	支給件数(件)	0	0	1

第2期から第4期までの推移



必要な見込み量確保のための方策

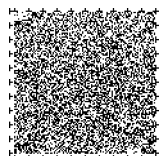
- (1) 視覚障がいや上肢機能障がいのある人の自立と社会参加促進を図るため、事業の継続を実施します。
- (2) 広報紙やホームページによりサービスの周知に努め、利用促進を図ります。



3 障がい児支援（障害児通所支援・障害児相談支援）

平成23年5月に公布された整備法により『児童福祉法』等が改正され、平成23年度以前の知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等の障がい種別に分かれていた施設体系が、通所による支援は【障害児通所支援（児童発達支援等）】、入所による支援は【障害児入所支援（障害児入所施設）】に一元化されました。また、18歳以上の障害児施設利用者は、『障害者自立支援法』に基づく障がい福祉サービスにより対応することとなりました。

見込み方：平成26年4月～9月分までの利用実績をもとに平成26年度見込み量を算出しました。さらに、平成25年度実績と平成26年度見込み量の比較から求めた伸び率を毎年度の伸び率と仮定して、平成29年度まで算出しました。



① 児童発達支援

サービス内容

集団療育 及び 個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与 及び 集団生活への適応訓練等の支援を行います。

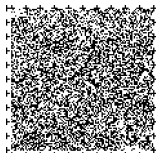
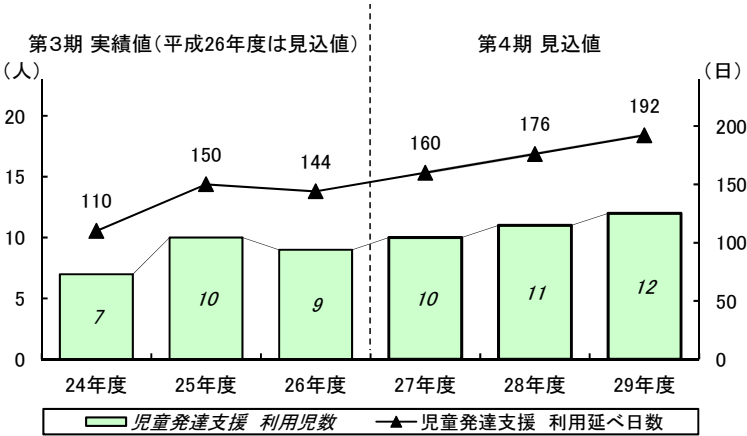
第3期の実績と実施率

			(年当たり)		
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込値)
児童発達支援	利用延べ日数 (日)	見込値	—	—	—
		実績値	110	150	144
		実施率	—	—	—
	利用児数 (人)	見込値	—	—	—
		実績値	7	10	9
		実施率	—	—	—

第4期の見込値

		(年当たり)		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	利用延べ日数 (日)	160	176	192
	利用児数 (人)	10	11	12

第3期から第4期までの推移



② 医療型児童発達支援

サービス内容

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練 又は 医療的管理下での支援が必要と認められた障がいのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び 集団生活への適応訓練等を行うとともに治療も行います。

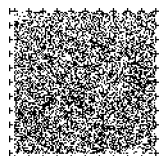
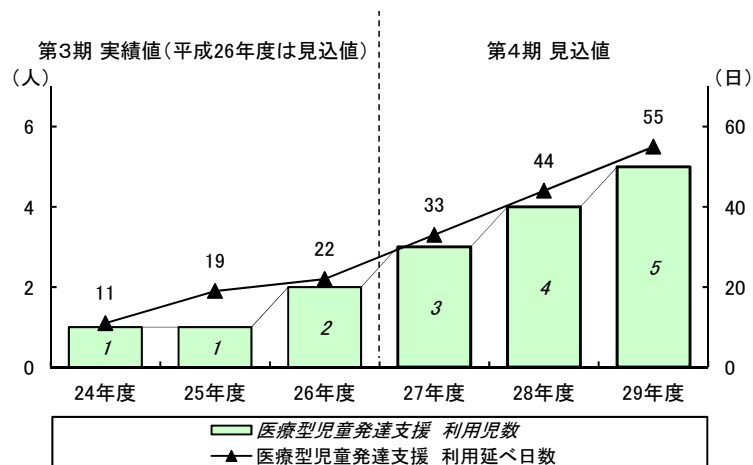
第3期の実績と実施率

			(年当たり)		
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込値)
医療型児童発達支援	利用延べ日数 (日)	見込値	—	—	—
		実績値	11	19	22
		実施率	—	—	—
	利用児数 (人)	見込値	—	—	—
		実績値	1	1	2
		実施率	—	—	—

第4期の見込値

		(年当たり)		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
医療型児童発達支援	利用延べ日数 (日)	33	44	55
	利用児数 (人)	3	4	5

第3期から第4期までの推移



③ 放課後等デイサービス

サービス内容

学校就学中の発達に課題のある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行います。

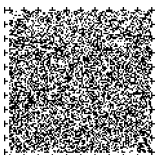
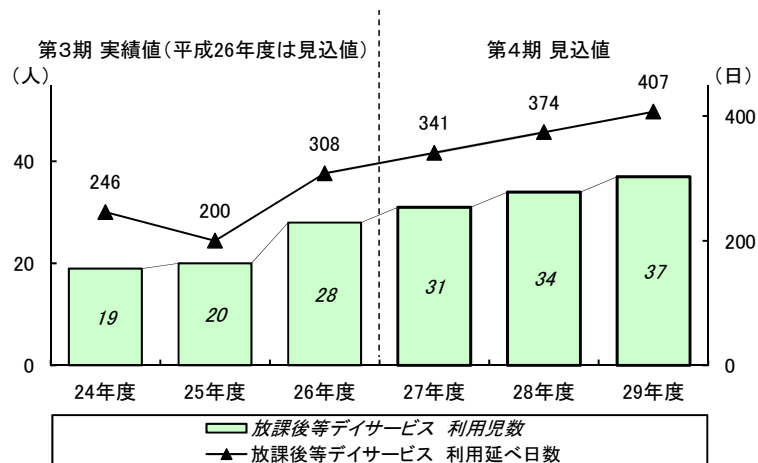
第3期の実績と実施率

			(年当たり)		
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込値)
放課後等 デイサービス	利用延べ日数 (日)	見込値	—	—	—
		実績値	246	200	308
		実施率	—	—	—
	利用児数 (人)	見込値	—	—	—
		実績値	19	20	28
		実施率	—	—	—

第4期の見込値

			(年当たり)		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
放課後等 デイサービス	利用延べ日数 (日)		341	374	407
	利用児数 (人)		31	34	37

第3期から第4期までの推移



④ 保育所等訪問支援

サービス内容

発達に課題のある児童が通う幼稚園・保育所・小学校等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

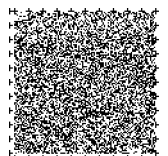
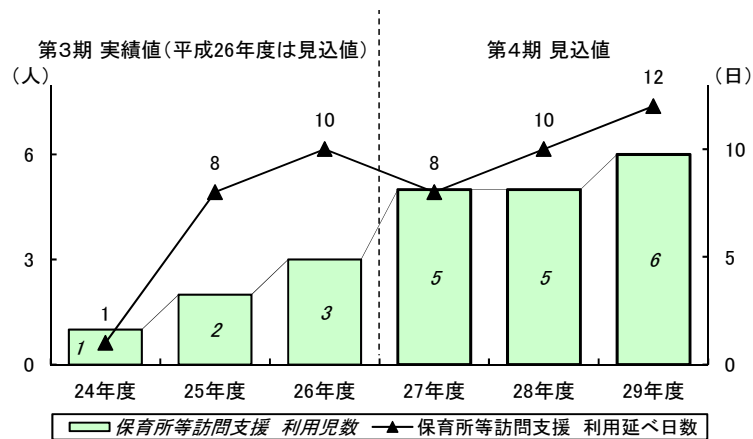
第3期の実績と実施率

			(年当たり)		
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込値)
保育所等訪問支援	利用延べ日数 (日)	見込値	—	—	—
		実績値	1	8	10
		実施率	—	—	—
	利用児数 (人)	見込値	—	—	—
		実績値	1	2	3
		実施率	—	—	—

第4期の見込値

			(年当たり)		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
保育所等訪問支援	利用延べ日数 (日)		8	10	12
	利用児数 (人)		5	5	6

第3期から第4期までの推移



⑤ 障害児相談支援

サービス内容

障がいのある児童に対して、障がい福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童 又は その保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証 及び 計画の見直し等を行います。

第3期の実績と実施率

			(月当たり)		
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込値)
障害児相談支援	作成件数 (件)	見込値	—	—	—
		実績値	0	1 (1)	12 (4)
		実施率	—	—	—

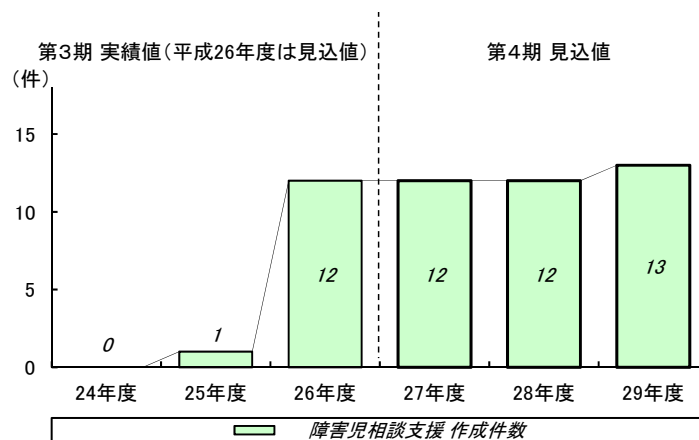
* () は利用者数

第4期の見込値

		(月当たり)		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害児相談支援	作成件数 (件)	12 (4)	12 (4)	13 (5)

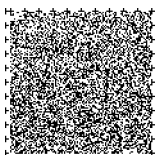
* () は利用者数

第3期から第4期までの推移



障害児通所支援サービスの必要な見込み量確保のための方策

- (1) 健康推進課、子育て支援課、教育委員会等と連携して、地域で生活する障がい児やその家族に対して継続的支援を行います。
- (2) 基幹相談支援センターや各事業所と連携を図り、障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、円滑な実施に向けたサービスの質の向上や人材育成の体制確保に努めます。
- (3) 個々の状況やニーズに応じた療育や福祉サービスが円滑に提供されるよう、情報提供を行います。



第5章 計画の推進にむけて

1 障がい福祉サービス等の円滑な利用のための方策

障がいのある人の自立支援をさらに促進するために、以下に掲げる施策を展開し、障がい福祉サービス 及び 地域生活支援事業の円滑な利用促進に努めます。

① 相談体制の強化

中央市・昭和町障がい者相談支援センターを障がい者の自立と地域生活の推進を図るための拠点とし、相談機能の充実を図るとともに、各関係機関と連携してきめ細かな対応に努めます。また、障がいのある人が、障がい福祉サービスを安定して利用できるよう、サービス等利用計画の作成促進に向けた体制整備を図っていきます。さらに、市の障がい者相談員、民生委員・児童委員との連携により、障がいのある人を地域で見守る体制を進めていきます。

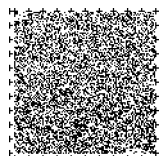
② 地域自立支援協議会の強化

障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができる社会の構築のために、地域自立支援協議会を中心とした地域の関係機関との協力体制の充実を図ります。また、障がいのある人のニーズや地域資源の現状を把握する中で見えてくる地域の課題を協議し、地域の社会福祉資源の開発や改善を働きかけて、地域のサービス提供体制の促進を進めていきます。

③ 就労支援の強化

公共職業安定所（ハローワーク）等と連携をとり、民間企業に障がいの特性や障がいのある人の生活や就労の実態を知ってもらうための啓発活動を通じて、障がいのある人の雇用促進をこれまで以上に強化していきます。

また、『障害者総合支援法』に位置づけられた就労支援施設においては、工賃をいかに確保するかが課題となっています。市においても中央市障害者就労施設等からの物品等の調達方針を庁内に広く周知し、障害者福祉施設等からの物品購入や業務の請負に係る受注機会の拡大に努めます。



④ 支給決定における公正性・公平性の確保

『障害者総合支援法』に基づく自立支援給付を利用するには、18歳以上の障がいのある人は障害支援区分の認定（区分1～6）を受け、支給決定（サービス受給者証の発行）を行う必要があります。その際に不服が生じないよう、認定審査の際には、対象者の日頃の状態を把握している家族等から聞き取りを十分に行うとともに、認定審査会では、支給決定のプロセスの透明化を図り、サービス支給を決定する過程における公正性・公平性の確保に努めます。

また、障害支援区分認定や支給決定について不服がある場合には、山梨県障害者介護給付費等不服審査会に審査請求することができることの周知を図ります。

⑤ 情報提供の充実

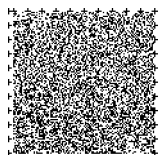
『障害者総合支援法』が施行されて間もないですが、その運用については随時見直しが進められているため、サービスの利用にあたっては、障がいのある人やその家族が正確な情報を迅速に入手することが重要になっています。

保健・福祉・医療の各分野がそれぞれの役割を果たしながら連携し、障がいのある人が生活していく上で必要な情報を容易に入手できるよう、広報紙や各種パンフレット、ホームページなど、様々な媒体を通じて、『障害者総合支援法』や障がい福祉サービス、地域生活支援事業等についての適切な情報提供に努めます。

⑥ サービスの質の向上 及び 人材の育成

第三者によるサービス評価の実施の検討や評価結果の情報提供に努めるとともに、地域自立支援協議会を活用しながらサービスの質的評価を行います。

また、支援を担う事業所には、『障害者総合支援法』の三障害（身体障がい・知的障がい・精神障がい）及び難病等の共通基盤でのサービス展開であることを踏まえ、幅広い知識と専門性を併せ持つ人材の確保が求められていることから、研修等の情報提供を行い、人材育成の支援に努めます。



⑦ サービス利用の支援と権利の保障

障がいのある人の自立した生活を支え、障がいのある人の抱える問題の解決や適切なサービス利用を支援するために、基幹相談支援センターや相談支援事業者等によるバックアップ体制の充実に図ります。

『障害者総合支援法』では、障がい福祉サービスは、自己決定に基づく選択や契約による利用が基本ですが、サービスを必要とする人の中には、自ら利用するサービスを選ぶことが困難な人がいます。財産管理や在宅サービスの利用等において、当人に不利な契約を結ぶことがないように、権利擁護のために必要な支援として、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の周知と適切な活用を促進します。また、障がいのある人が安心して福祉サービス等を利用できるよう、利用に際して、不利益な扱いを受けた場合の苦情解決の体制・仕組みについても周知を図ります。

さらに、障がいのある人への虐待防止に向けた施策の推進、虐待防止研修の開催など、虐待防止の啓発を図ります。

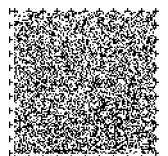
⑧ 障がい理解の啓発

『障害者基本法』の規定により策定している、障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定めた中央市 障がい者計画では、ノーマライゼーションの理念に基づく“支え合いの強化”を最初の重点目標に掲げています。平成28年4月の『障害者差別解消法』の施行 及び 『障害者雇用促進法』の改正に向け、障がいを理由とする差別の解消に向けた啓発を強化していきます。

⑨ 発達障がいのある人の支援

発達障がいの早期発見、早期の発達支援の必要性を重要視し、保健・教育現場での様々な発達障がいに関わる課題について、発達支援コーディネーターを中心に相談や訪問等を行っていきます。

また、幼児期から成人期までの一貫した総合的支援と関係機関相互の連携を深めるために、中央市発達障害者（児）支援連携協議会を支援体制の柱として位置づけ、発達障がい支援に取り組んでいきます。



2 関係機関等との連携

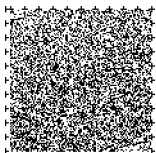
本計画の円滑な推進をするためには、行政内部だけでなく、市民や民間企業等の理解や協力と障がいのある人自身の積極的な参加が必要です。また、障がいのある人の地域における自立した生活を支援していくためには、地域自立支援協議会を中心とした関係機関・団体との連携が必要不可欠となります。

① 専門機関・障がい者団体・事業所・ボランティア団体等との連携

本計画を推進し、障がいのある人のニーズにあった事業を実施する上で、専門機関との協力は必要不可欠です。また、障がい者団体、ボランティア・NPO団体、事業所、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、なによりも多くの一般市民の協力も大切です。施策を進めるために、それら地域関係団体等と相互に連携を図っていきます。

② 国・県との連携

国や県と連携して本計画を推進するとともに、地域生活支援拠点の整備など、国や県レベルで対応する課題については、積極的に提言や要望を行っていきます。

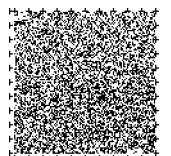
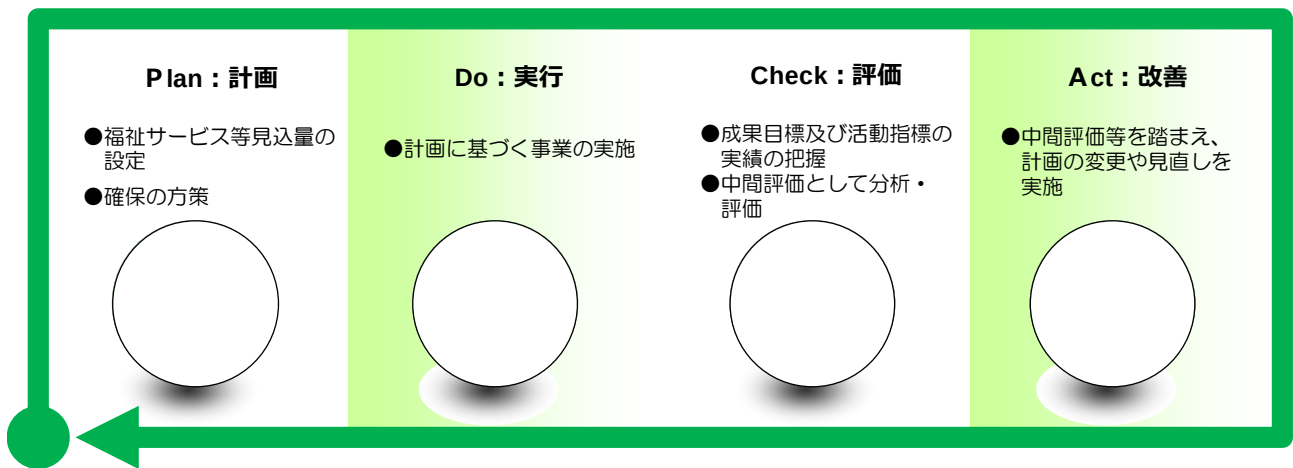


3 計画の進捗状況の管理と評価

計画を全庁的に推進するため、福祉課が中心となって、庁内関係各課、関係機関・団体、障がいのある人等と連携をとりながら、計画の総合的・効果的な推進を図ります。

障がいのある人やその家族のニーズに適応した事業を効率的・効果的に実施するためには、定期的に進捗状況を確認し、社会情勢や国の障がい者施策の動向、地域の状況や障がいのある人のニーズの変化に対応して施策を展開していく体制を構築することが大切です。

本計画に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析 及び 評価を行い、必要に応じて計画を変更すること、その他必要な措置を講じることが必要となります。そのため、PDCA サイクルを導入し、成果目標・活動指標について、年に1回、実績を把握するとともに、中央市障がい者施策推進協議会において意見の把握に努め、その結果を公表することとします。



第6章 資料編

1 中央市障害者福祉計画策定委員会設置要綱

平成 18 年 2 月 20 日

告示第 35 号

改正 平成 19 年 3 月 30 日告示第 13 号

平成 26 年 3 月 17 日告示第 11 号

(設置)

第 1 条 中央市障害者福祉計画の策定に当たり、広く識見を有する者や社会福祉関係者の意見を求めるため、中央市障害者福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、中央市障害者福祉計画策定のため、その基本的内容について協議し、及び 検討するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公益代表
- (2) 各種団体代表
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 識見を有する者
- (5) 関係行政機関の代表

(任期)

第 4 条 委員の任期は、中央市障害者福祉計画の策定完了までとする。

(役員)

第 5 条 委員会に、委員の互選により、次の役員を各 1 人置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、会長が招集し、会長はその議長となる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(平 19 告示 13・一部改正)

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 2 月 20 日から施行する。

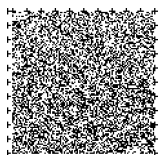
附 則(平成 19 年告示第 13 号)抄

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。



2 中央市障害者施策推進協議会条例

平成 18 年 4 月 1 日

条例第 183 号

改正 平成 26 年 1 月 6 日条例第 2 号

(設置)

第 1 条 障害者に関する施策の推進を図るため、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第4項の規定に基づき、中央市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は 委嘱する。

- (1) 公益代表
 - (2) 各種団体代表
 - (3) 社会福祉関係者
 - (4) 識見を有する者
 - (5) 関係行政機関の代表
- 3 委員は、非常勤とする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 市長は、委員がその職務を行うことができないと認めたときは、第1項の規定にかかわらず、解任し、又は 解嘱することができる。

(会長 及び 副会長)

第 4 条 協議会に会長 及び 副会長を置く。

2 会長 及び 副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長はその議長となる。

2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(平 26 条 2 ・ 一部改正)

(委任)

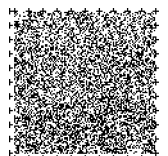
第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年4月 20 日から施行する。

附 則(平成 26 年条例第 2 号)

この条例は、平成 26 年4月 1日から施行する。

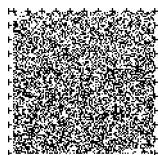


3 中央市障がい福祉計画策定委員会・中央市障がい者施策推進協議会 委員名簿

中央市障がい福祉計画策定委員会 …… 任期：平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

中央市障がい者施策推進協議会 …… 任期：平成 26 年 10 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日

	区分	氏 名	役 職 名	備考
1	公益代表	つかだ かつお 塚田 勝男	中央市民生委員児童委員協議会 障がい者部会 会長	
2	有識者	ばば まさえ 馬場 正江	中央市障害者福祉会 会長	
3		むらまつ ゆきこ 村松 幸子	中央市心身障害児父母の会 代表	
4	社会福祉関係者	さかもと かつら 坂本 桂	(福)中央市社会福祉協議会 事務局長	副会長
5		ながさわ ひとし 長澤 斉	(福)忠恕会 ル・ヴァン サービス管理責任者	
6	識見を有する者	み お かおる 三尾 馨	中央市・昭和町地域自立支援協議会 会長 中央市発達障害支援コーディネーター	会 長
7		いいむろ まきあき 飯室 正明	山梨県相談支援体制整備事業 中北圏域マネージャー	
8		あすわ かつお 阿諏訪 勝夫	中央市・昭和町障がい者相談支援センター 相談支援専門員	
9	関係行政機関 の代表	あらかわ ち ゆり 荒川 千百合	中央市役所健康推進課 課長	



中央市 第4期障がい福祉計画

平成 27 年3月発行

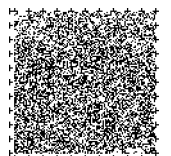
発行／中央市 福祉課

〒409-3893

山梨県中央市成島 2266 番地（玉穂庁舎）

TEL 055-274-8544

FAX 055-274-1125





中央市

